

工 事 成 績 表 （ 土 木 ）									
施 工 年 度	令和 年 度		決 裁	課 長	係 長		係		
工 事 主 管 課									
工 事 名	工 事						契 約 番 号		
受 注 者							ラ ン ク		
							C		
請 負 金 額					成 績 評 定 日		③ 評 定 点 65		
				令和 年 月 日					
契 約 工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日								
完 成 日	令和 年 月 日		完成検査日	令和 年 月 日					
評 価 項 目	評 価 区 分					配分率	評 点		
	A	B	C	D	E				
	85以上	~75	~65	~55	55未満				
I 施 工 体 制			65			×0.15	9.75		
II 施 工 状 況			65			×0.25	16.25		
III 安全管理及び対外関係			65			×0.10	6.50		
IV 出来形・品質・出来ばえ及び写真			65			×0.50	32.50		
③ 評 定 点 = ① 評 点 + ② 加 減 点						② 加 減 点 0		① 評 点 計 65.00	
監 督 員 所 見				検 査 員 所 見					
所 属	工事主管課長 氏 名								
	主 任 監 督 員 職・氏名								
	監 督 員 職・氏名								
所 属	検 査 員 氏 名								
(備考) ④ 評点は小数点第3位を、又、評定点は小数点第1位を四捨五入して記入する。									

I 施 工 体 制

(土 木)

令和6年改訂版

区 分	番 号	細 目	※	評 定 者	評 価				
施 工 体 制 一 般	1	工事实績情報システム(コリンズ)について事前に監督員の確認を受け、契約締結後10日以内に登録機関に申請が完了している。		監 検	+1	0	-1		
	2	現場代理人、監理技術者等(主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐をいう。以下同じ。)届けが速やかに提出され、さらに工程表が契約締結後10日以内に提出されている。		監 検	+1	0	-1		
	3	監理技術者等が工事途中及び立会検査等の事前に書類の確認を行っている。		監 検	+2	+1	0	-1	-2
	4	「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。		監 検	+1	0	-1		
	5	建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。		監 検	+1	0	-1		
	6	労災保険関係成立票を工事関係者の見やすい場所に掲示している。		監 検	+1	0	-1		
	7	建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に掲示している。		監 検	+1	0	-1		
	8	施工体制台帳を現場に備え付け、かつ適宜変更の都度同一のものを提出している。		監 検	+3	+1	0	-1	-3
	9	施工体制台帳に下請契約書及び再下請負通知書(2次以降の再下請業者を含む。)が添付されており、その内容が適正である。		監 検	+2	+1	0	-1	-2
	10	施工体系図を工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示している。		監 検	+1	0	-1		
	11	施工体系図の記載内容が適正で、現場における施工体系と一致している。		監 検	+2	+1	0	-1	-2
	12	受注者がその下請工事の施工に実質的に関与している。		監 検	+2	+1	0	-1	-2
配 置 技 術 者 等	13	現場代理人が、現場に常駐している。あるいは携帯電話等で速やかに連絡がとれる体制にあり、支障なく業務を行っている。		監 検	+1	0	-1		
	14	現場代理人が監督職員との連絡調整、協議等を書面で行っている。		監 検	+2	+1	0	-1	-2
	15	監理技術者等の要件が資格者証等により確認できた。		監 検	+1	0	-1		
	16	配置予定技術者または現場代理人等通知書等に記載されている技術者が本人と同一であった。		監 検	+1	0	-1		
	17	監理技術者等が現場に専任している。		監 検	+1	0	-1		
	18	監理技術者等が施工計画や工事に係わる工程、技術的事項を把握し、主体的に施工を管理している。		監 検	+2	+1	0	-1	-2
	19	必要な専門技術者を選任し、配置している。		監 検	+1	0	-1		
	20	作業主任者を選任し、配置している。		監 検	+1	0	-1		
	21	監理技術者等が施工に先立ち、創意工夫又は、提案をもって工事を進めている。		監 検	+2	+1	0	-1	-2
	22	書類及び資料が法令、仕様書及び工事成績表等に基づき適切に作成、整理されている。		監 検	+3	+1	0	-1	-3
	23	監理技術者等が施工体制、施工状況を把握し、元請業者の現場職員、下請負業者をよく指導している。		監 検	+2	+1	0	-1	-2
				小 計	+	+	0	+	+
				計	①	0			

換算計算は以下の通り

$$\begin{aligned} \text{換算点} &= \left[\overset{\textcircled{1}}{0} \right] \times \left\{ 35 / \left(35 - \left[\overset{\textcircled{2}}{0} \right] \right) \right\} \\ &= \left[\overset{\textcircled{3}}{0} \right] \end{aligned}$$

対象外となる細目の※計	②	0
換算点(小数点以下3位四捨五入)	③	0
標準点	④	65
評価点	③+④	65

Ⅱ 施 工 状 況			(土 木)		令和6年改訂版				
区 分	番号	細 目	※	評 定 者	評 価				
施 工 管 理	1	契約約款第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。		監	+2	+1	0	-1	-2
				検					
	2	照査の結果、相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。		監	+2	+1	0	-1	-2
				検					
	3	施工に先立ち、設計図書及び現場条件を反映した内容の施工計画書が提出されている。		監	+3	+1	0	-1	-3
				検					
	4	施工計画書において記載内容と現場施工方法が一致している。		監	+3	+1	0	-1	-3
				検					
	5	施工計画書において記載内容と現場体制が一致している。		監	+2	+1	0	-1	-2
				検					
	6	工事材料に関する資料が整備され、監督員に事前に確認または承諾された材料を適切に管理している。		監	+2	+1	0	-1	-2
				検					
	7	品質確保のための対策など、施工に関する工夫を書面で確認できる。		監	+2	+1	0	-1	-2
			検						
工 程 管 理	8	現場内での整理整頓及び施工区域周辺の清掃等が日常的に行われている。		監	+2	+1	0	-1	-2
				検					
	9	監督員の立会にあたって予め立会願を提出している。		監	+2	+1	0	-1	-2
				検					
	10	段階確認の内容・確認時期が、適正である。		監	+2	+1	0	-1	-2
				検					
	11	受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により適正に処理されていることを確認し、監督員に提示した。		監	+2	+1	0	-1	-2
				検					
	12	再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。さらに、工事完了後には速やかに再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書を提出した。		監	+2	+1	0	-1	-2
				検					
	13	低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。		監	+2	+1	0	-1	-2
				検					
	工 程 管 理	14	実施工程表が提出され、適正に工程の管理を行っている。		監	+3	+1	0	-1
				検					
15		工期及び、内容変更が伴う場合、変更協議が書面にて行われ、契約後10日以内に変更工程表が提出されている。		監	+2	+1	0	-1	-2
			検						
工 程 管 理	16	関連工事との調整を積極的に行っている。		監	+2	+1	0	-1	-2
				検					
				小 計	+	+	0	+	+
				計	①	0			

換算計算は以下の通り

$$\begin{aligned} \text{換算点} &= \left[\begin{matrix} \textcircled{1} \\ 0 \end{matrix} \right] \times \left\{ 35 / \left(35 - \left[\begin{matrix} \textcircled{2} \\ 0 \end{matrix} \right] \right) \right\} \\ &= \left[\begin{matrix} \textcircled{3} \\ 0 \end{matrix} \right] \end{aligned}$$

対象外となる細目の※計	②	0
換算点(小数点以下3位四捨五入)	③	0
標準点	④	65
評価点	③+④	65

Ⅲ 安全管理及び対外関係			(土木)		令和6年改訂版				
区分	番号	細目	※	評定者	評価				
安全管理	1	安全衛生協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。		監	+2	+1	0	-1	-2
				検					
	2	店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。		監	+2	+1	0	-1	-2
				検					
	3	安全教育・安全訓練等を半日／月以上実施し、記録が整備されている。		監	+3	+1	0	-1	-3
				検					
	4	安全巡視・KY活動等を実施し、記録が整備されている。		監	+3	+1	0	-1	-3
				検					
	5	新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。		監	+3	+1	0	-1	-3
				検					
	6	運搬作業において、各交通関係法令(道路法、道路交通法、車両規制令、道路運送車両の保安基準、道路運送車両法、ダンプ規制法、貨物自動車運送事業法等)を遵守し、適合した車両を使用し、また、過積載等の防止に十分に取り組んでいる。		監	+2	+1	0	-1	-2
				検					
	7	工事車両、使用機器、工具等の点検整備がなされ、十分に管理されている。		監	+2	+1	0	-1	-2
			検						
8	重機操作に際して、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされている。		監	+3	+1	0	-1	-3	
			検						
9	山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。		監	+2	+1	0	-1	-2	
			検						
10	足場や支保工の設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。		監	+3	+1	0	-1	-3	
			検						
11	保護具の着用等、現場従事者各自の安全管理に取り組む姿勢は積極的である。		監	+2	+1	0	-1	-2	
			検						
12	工事現場における保安施設等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。		監	+2	+1	0	-1	-2	
			検						
13	現場内関係者及び現場周辺の歩行者、一般車両等の第三者に対する安全措置の取り組みが適切になされている。		監	+2	+1	0	-1	-2	
			検						
対外関係	14	工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関と協議及び調整をした記録がある。		監	+2	+1	0	-1	-2
				検					
	15	工事施工にあたり、近隣住民との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、記録がある。		監	+2	+1	0	-1	-2
				検					
				小計	+	+	0	+	+
				計	① 0				

換算計算は以下の通り

$$\begin{aligned}
 \text{換算点} &= \left[\begin{matrix} \textcircled{1} \\ 0 \end{matrix} \right] \times \left\{ 35 / \left(35 - \left[\begin{matrix} \textcircled{2} \\ 0 \end{matrix} \right] \right) \right\} \\
 &= \left[\begin{matrix} \textcircled{3} \\ 0 \end{matrix} \right]
 \end{aligned}$$

対象外となる細目の※計	②	0
換算点(小数点以下3位四捨五入)	③	0
標準点	④	65
評価点	③+④	65

Ⅳ 出来形・品質・出来ばえ及び写真

Ⅳ 出来形・品質・出来ばえ及び写真				(土 木)		令和6年改訂版			
区 分	番号	細 目	※	評定者	評 価				
出来形	1	出来形管理資料が整備され、現地の計測と一致していたか。		監		+1	0	-1	
				検		+1	0	-1	
	2	出来形の形状寸法が規格値を満足していたか。また、測定項目等のバラツキはどうであったか。		監		+1	0	-1	
				検		+1	0	-1	
	3	出来形管理基準で規定のない箇所の出来形はどうであったか。		監		+1	0	-1	
			検	+2	+1	0	-1	-2	
品質	4	設計図書で要求するものが正しく出来ていたか。		監		+1	0	-1	
				検	+2	+1	0	-1	-2
	5	使用材料等の品質（品質証明書・試験成績書等）が確認できる資料が提出されていたか。		監					
				検	+2	+1	0	-1	-2
	6	設計図書等に定められた品質が正しく管理され、施工されていたか。		監		+1	0	-1	
			検	+2	+1	0	-1	-2	
出来ばえ	7	施工条件の変動による適正な処置がとられていたか。		監					
				検		+1	0	-1	
	8	自主管理検査（試験等）が行われ、記録されていたか。		監					
				検		+1	0	-1	
	9	継手箇所、打設継目、既設構造物等との取り合いの施工状況はどうか。		監					
			検	+2	+1	0	-1	-2	
写真	10	構造物の通り、平坦性はどうか。		監					
				検	+2	+1	0	-1	-2
	11	全般的な外観・出来ばえはどうか。		監		+1	0	-1	
				検	+2	+1	0	-1	-2
	12	写真撮影は計画書のとおりであったか。		監					
			検		+1	0	-1		
その他	13	出来形測定箇所の段階的なものが、写真で的確に判断できるか。（明確度等）		監		+1	0	-1	
				検		+1	0	-1	
	14	図面挿入等の工夫及び写真全般の整理はどうであったか。		監					
				検		+1	0	-1	
	15	不可視部分が写真で的確に判断できるか。		監		+1	0	-1	
			検	+2	+1	0	-1	-2	
小計	16	黒板記載事項。（分かりやすい・普通・分かりにくい）		監					
				検		+1	0	-1	
	17	検査においての対応および積極性はどうかであったか。		監					
				検		+1	0	-1	
	18	監督員に指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、監督員等に是正報告を行ったか。		監		+1	0	-1	
			検						
合計	19	検査態勢について適正であったか。		監					
				検		+1	0	-1	
				小 計	+	+	0	+	+
				計	①	0			

換算計算は以下の通り

$$\begin{aligned}
 \text{換算点} &= [\text{①} \quad 0 \quad] \times \{ 35 / (35 - [\text{②} \quad 0 \quad]) \} \\
 &= [\text{③} \quad 0 \quad]
 \end{aligned}$$

対象外となる細目の※計	②	0
換算点(小数点以下3位四捨五入)	③	0
標準点	④	65
評価点	③+④	65

加算点（土 木）

項 目	加算点	ポイント 計⑤
加算点	0	←加算点なし
・ 極めて難易度が高い工事	(+ 5)	←⑤が 1 0 点以上の場合
・ 難易度が高く、特別の考慮が必要な工事	(+ 4)	←⑤が 8 点以上の場合
・ 難易度が高い工事	(+ 3)	←⑤が 6 点以上の場合
・ 難易度が中程度の工事	(+ 2)	←⑤が 4 点以上の場合
・ 難易度が認められる工事	(+ 1)	←⑤が 2 点以上の場合

加算点

+0

チェックポイント	ポイント
☐ 高度な技術力を要する工事	4
☐ 施工規模が極めて大きい等、現場管理に多大な労力を要する工事	3
☐ 複雑な制約条件のある工事（民家、商店の密集・地元調整・環境対策・緊急作業等）	3
☐ 施工範囲の過半部分で施工が困難な工事（交通量・地下水・急傾斜地・狹隘等の現場条件）	3
☐ 労働基準監督署に労働安全衛生法第 8 8 条の届け出が必要な工事、及びそれに類する工事	3
☐ 不測の事態により大幅に工程に影響がでたが、工期を短縮した工事	3
☐ 工期を短縮した工事・提案により施工費を削減した工事・契約条件にないもので国の施策を自主的に実施した工事	3
☐ 重大事故につながる恐れがある工程が施工範囲の過半を占める工事	2
☐ 明石市内での、施工実績、施工例が少ない（3 例程度）工事	2
☐ 施工範囲の過半部分が、夜間工事、休日工事、年末年始等の工事	2
	ポイント 計⑤ 0

減 点 (土 木)

〔記入方法〕 該当する項目の□を■にする。8. については α 及び β の値も記入すること。 (主 任 監 督 員)

措 置 内 容		点 数	■ 項目該当なし
☐	1. 指名停止3ヶ月以上	－20点	
☐	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－15点	
☐	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－13点	
☐	4. 文書注意2回以上実施	－11点	
☐	5. 文書注意	－8点	
☐	6. 口頭注意	－5点	
☐	7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため口頭以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	－3点	
☐	8. 総合評価落札方式において、落札者の責により履行義務事項の不履行が認められる場合	－ 点	α : β :

注) 4. ～ 8. の減点を行う場合は、その事実関係が確認できる文書及び経過書等を必ず添付すること。

- ① 本評価で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上記の措置があった」場合に適用する。
- ② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
- ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために従事するものに限定する。
- ④ 総合評価落札方式において、落札者の責により履行義務事項の不履行が認められる場合は、その履行状況に応じ上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は別紙計算式により、算出する。

【上記で評価する場合の応答事例】

- ・ 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
- ・ 承諾なしに権利義務者等第三者譲渡又は継承を行った。
- ・ 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。
- ・ 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取等に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- ・ 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
- ・ 建設業法に違反する事実が判明した。（一括下請け、技術者の専任違反等）
- ・ 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
- ・ 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- ・ 監督または検査の実施にあたり、職務執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
- ・ 下請代金遅滞防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。
あるいは不当に下請代金を減じている。あるいはそれに類する行為がある
- ・ 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検された。
- ・ 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
- ・ 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等に物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- ・ 安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- ・ 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。
- ・ その他 [理由 :]

②加減点	加算点 + 減点 = 0
------	--------------

【別紙】 履行義務事項不履行時における措置に関する基準

○ 工事成績評定点の減点(簡易型及び標準型)

当該工事の竣工後に、当該工事の履行義務事項の不履行の状況に応じ、下記の計算式により計算した値に応じて、最大8点を減じる。

α :	点	(当初の施工計画及び技術提案の評価項目での評価点)
β :	点	(履行した施工計画及び技術提案の評価項目での評価点)
計算値:	0 点	
減点値:	0 点	

$$\text{減点値} = 8 \times (\alpha - \beta) / \alpha$$

なお、減点値は計算値の小数点以下第1位を四捨五入とする。

別表第1(第4条関係)		評定運用基準表			
I 施工体制について				[土 木]	
評 定 細 目(監督員用)		評 価 の 考 え 方			
I 施工体制一般 1 工事实績情報システム(コリンズ)について事前に監督員の確認を受け、契約締結後10日以内に登録機関に申請が完了している。 ※初日不参入、土曜、日曜、祝日等除く	監				
				工事实績データ登録が、受注時、変更時、完成時、訂正時に監督員の確認を受けたうえで、すべて契約後、変更後、完成後、10日以内に行われていた。	
				工事实績データ登録で、受注時、変更時、完成時、訂正時に監督員の確認を受けていないケース、または、契約後、変更後、完成後10日以内でないケースがあった。	
				工事实績データ登録の行われていないケースがあった。	
I 施工体制一般 2 現場代理人、監理技術者等(主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐をいう。以下同じ。)届けが速やかに提出され、さらに工程表が契約締結後10日以内に提出されている。	監				
				現場代理人等届及び工程表が、適正な時期に提出され内容も良く整理されていた。	
				現場代理人等届及び工程表で提出の遅れたものはなかったが、内容に一部不備があった。	
				現場代理人等届及び工程表で、提出の遅れたものがあった。または、内容に不備が多かった。	
I 施工体制一般 3 監理技術者等が工事途中及び立会検査等の事前に書類の確認を行っている。	監				
				測定(試験)等の結果や施工チェックリスト等を、監理技術者等が確認を行っていることが、工事関係資料等で確認できた。	
				測定(試験)等の結果や施工チェックリスト等の作成に一部不備があったが、監理技術者等が確認を行っていることが、工事関係資料等で確認できた。	
				測定(試験)等の結果や施工チェックリスト等の作成、及び監理技術者等の確認について一部不備があった。	
				測定(試験)等の結果や施工チェックリスト等の作成はされていたが、監理技術者等の確認が行われていなかった。	
I 施工体制一般 4 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。	監				
				建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識を、工事関係者の見やすい場所に掲示しており、掲示方法に工夫が見られる。	
				建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識を、工事関係者の見やすい場所に掲示している。	
				建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識の掲示が工事関係者の見やすい場所でない。または、掲示していない。	

I 施工体制一般 5 建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。	監 ☐ 証紙の配布を受け払い簿により、適切に管理されていることが確認できた。 ☐ 証紙の配布を受け払い簿により、一部に不備があるが、ほぼ適切に管理されていることが確認できた。 ☐ 証紙の配布を受け払い簿により、適切に管理されていることが確認できなかった。
I 施工体制一般 6 労災保険関係成立票を工事関係者の見やすい場所に掲示している。	監 ☐ 労災保険関係成立票の記載内容が適正であり、工事関係者の見やすい場所に掲示しており、掲示方法に工夫が見られる。 ☐ 労災保険関係成立票の記載内容が適正であり、工事関係者の見やすい場所に掲示している。 ☐ 労災保険関係成立票の記載内容に一部不備がある。または、掲示が工事関係者の見やすい場所でない。もしくは、掲示していない。
I 施工体制一般 7 建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に掲示している。	監 ☐ 建設業許可標識の記載内容が適正であり、公衆の見やすい場所に掲示しており、掲示方法に工夫が見られる。 ☐ 建設業許可標識の記載内容が適正であり、公衆の見やすい場所に掲示している。 ☐ 建設業許可標識の記載内容に一部不備がある。または、掲示が公衆の見やすい場所でない。もしくは、掲示していない。
I 施工体制一般 8 施工体制台帳を現場に備え付け、かつ適宜変更の都度同一のものを提出している。	監 ☐ 施工体制台帳が適切に整備されているとともに、まとめ方も創意工夫がみられ現場に常時備え置かれている。また、変更時の対応も適切に行われて、その都度同一のものが提出されている。 ☐ 施工体制台帳が、概ね適切に整備されているとともに、現場に備え置かれている。また、変更時の対応も行われて、その都度同一のものが提出されている。 ☐ 施工体制台帳が整備され、現場に備え置かれていたが必要とされる書類の一部に不備が見られた。また、変更時の対応は、概ね行われ、同一のものが提出されている。 ☐ 施工体制台帳の内容全般について、現場に備え置かれていたが必要とされる書類の不備、内容の記入もれ・訂正等が多く全般的に整理が不十分であった。または、変更時の対応が十分でなかった。もしくは、同一のものが提出されないケースがあった。 ☐ 施工体制台帳が現場に備え置かれていなかった。

I 施工体制一般 9 施工体制台帳に下請契約書及び再下請負通知書(2次以降の再下請業者を含む。)が添付されており、その内容が適正である。	監 ☐ ☐ 施工体制台帳にすべての下請契約書及び再下請負通知書が添付され、その内容も適正であることが確認できた。 ☐ 施工体制台帳にすべての下請契約書及び再下請負通知書が添付され、その内容は概ね適正であることが確認できた。 ☐ 施工体制台帳にすべての下請契約書及び再下請負通知書が添付されたが、その内容に一部不備があった。 ☐ 施工体制台帳に一部下請契約書及び再下請負通知書が添付されないものがあった。または、内容の不備が多かった。 ☐ 施工体制台帳に下請契約書及び再下請負通知書が添付されないものが多かった。
I 施工体制一般 10 施工体系図を工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示している。	監 ☐ ☒ 施工体系図が、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示されており、掲示方法に工夫が見られた。 ☐ 施工体系図が、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示されていた。 ☐ 施工体系図が、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示されていなかった。
I 施工体制一般 11 施工体系図の記載内容が適正で、現場における施工体系と一致している。	監 ☐ ☐ 施工体系図の内容が適正であり、記載された内容と現場における施工体系が一致していた。 ☐ 施工体系図の内容は概ね適正であり、記載された内容と現場における施工体系が一致していた。 ☐ 施工体系図に記載された内容と、現場における施工体系で一致しない部分があるが、事前に書類による報告があった。 ☐ 施工体系図に記載された内容と、現場における施工体系で一致しない部分があるが、事前に口頭による報告があった。 ☐ 施工体系図に記載された内容と、現場における施工体系で一致しない部分があり、報告がなかった。
I 施工体制一般 12 受注者がその下請工事の施工に実質的に関与している。	監 ☐ ☐ 工事全体の把握、下請業者との調整に優れ、意思疎通が図られていた。 ☐ 工事全体の把握、下請業者との調整が概ね良好であり、意思疎通が図られていた。 ☐ 工事全体の把握、下請業者との調整は普通であり、意思疎通が図られていた。 ☐ 工事全体の把握、下請業者との調整に一部不備があり、意思疎通に欠ける部分があった。 ☐ 工事全体の把握、下請業者との調整に不備があり、意思疎通に欠けていた。
I 配置技術者等 13 現場代理人が、現場に常駐している。あるいは携帯電話等で速やかに連絡がとれる体制にあり、支障なく業務を行っている。	監 ☐ ☒ 現場代理人が現場に常駐していることが確認できた。あるいは、常に連絡が取れる体制で業務に支障はなかった。 ☐ 現場代理人に連絡が取れないことがあったが、業務に支障がなかった。 ☐ 現場代理人に連絡の取れないことがあり、業務に支障があった。

I 配置技術者等 14 現場代理人が監督職員との連絡調整、協議等を書面で行っている。	監 <table border="1"> <tr><td>☐</td><td>監督員との連絡調整、協議等は書面で行い、文書の内容も分りやすく適切であった。</td></tr> <tr><td>☐</td><td>監督員との連絡調整、協議等は書面で行い、文書の内容は概ね分りやすく適切であった。</td></tr> <tr><td>☐</td><td>監督員との連絡調整、協議等は書面で行っていたが、文書の内容に一部不備があった。</td></tr> <tr><td>☐</td><td>監督員との連絡調整、協議等が一部書面で行われなかった。または、文書の内容に不備が多かった。</td></tr> <tr><td>☐</td><td>監督員との連絡調整、協議等は書面で行われないことが多かった。</td></tr> </table>	☐	監督員との連絡調整、協議等は書面で行い、文書の内容も分りやすく適切であった。	☐	監督員との連絡調整、協議等は書面で行い、文書の内容は概ね分りやすく適切であった。	☐	監督員との連絡調整、協議等は書面で行っていたが、文書の内容に一部不備があった。	☐	監督員との連絡調整、協議等が一部書面で行われなかった。または、文書の内容に不備が多かった。	☐	監督員との連絡調整、協議等は書面で行われないことが多かった。
☐	監督員との連絡調整、協議等は書面で行い、文書の内容も分りやすく適切であった。										
☐	監督員との連絡調整、協議等は書面で行い、文書の内容は概ね分りやすく適切であった。										
☐	監督員との連絡調整、協議等は書面で行っていたが、文書の内容に一部不備があった。										
☐	監督員との連絡調整、協議等が一部書面で行われなかった。または、文書の内容に不備が多かった。										
☐	監督員との連絡調整、協議等は書面で行われないことが多かった。										
I 配置技術者等 15 監理技術者等の要件が資格者証等により確認できた。 ※元請業者のみ書面提出が必要で、施工体制台帳に添付	監 <table border="1"> <tr><td>☒</td><td>監理技術者等の資格及び雇用を証する書面が適正に整理され、確認できた。</td></tr> <tr><td>☐</td><td>監理技術者等の資格及び雇用を証する書面が概ね整理され、確認できた。</td></tr> <tr><td>☐</td><td>監理技術者等の資格及び雇用を証する書面に不備があり、確認できないものがあった。</td></tr> </table>	☒	監理技術者等の資格及び雇用を証する書面が適正に整理され、確認できた。	☐	監理技術者等の資格及び雇用を証する書面が概ね整理され、確認できた。	☐	監理技術者等の資格及び雇用を証する書面に不備があり、確認できないものがあった。				
☒	監理技術者等の資格及び雇用を証する書面が適正に整理され、確認できた。										
☐	監理技術者等の資格及び雇用を証する書面が概ね整理され、確認できた。										
☐	監理技術者等の資格及び雇用を証する書面に不備があり、確認できないものがあった。										
I 配置技術者等 16 配置予定技術者または現場代理人等通知書等に記載されている技術者が本人と同一であった。	監 <table border="1"> <tr><td>☒</td><td>現場代理人等通知書等に記載された技術者が、本人であることが確認できた。</td></tr> <tr><td>☐</td><td>現場代理人等通知書等に一部不備があったが、記載された技術者が本人であることが確認できた。</td></tr> <tr><td>☐</td><td>現場代理人等通知書等に不備があり、記載された技術者が本人であることが確認できなかった。</td></tr> </table>	☒	現場代理人等通知書等に記載された技術者が、本人であることが確認できた。	☐	現場代理人等通知書等に一部不備があったが、記載された技術者が本人であることが確認できた。	☐	現場代理人等通知書等に不備があり、記載された技術者が本人であることが確認できなかった。				
☒	現場代理人等通知書等に記載された技術者が、本人であることが確認できた。										
☐	現場代理人等通知書等に一部不備があったが、記載された技術者が本人であることが確認できた。										
☐	現場代理人等通知書等に不備があり、記載された技術者が本人であることが確認できなかった。										
I 配置技術者等 17 監理技術者等が現場に専任している。 ※非専任の現場は対象外 ・専任とは、他の現場と兼務しないことをいい、常駐とは異なる	監 <table border="1"> <tr><td>☒</td><td>主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐は不在のことがあるが、常に連絡がとれた。</td></tr> <tr><td>☐</td><td>主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐に連絡がとれないことがあり、現場に専任していることが確認できなかった。</td></tr> <tr><td>☐</td><td>主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐が現場に専任していないことが確認された。</td></tr> </table>	☒	主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐は不在のことがあるが、常に連絡がとれた。	☐	主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐に連絡がとれないことがあり、現場に専任していることが確認できなかった。	☐	主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐が現場に専任していないことが確認された。				
☒	主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐は不在のことがあるが、常に連絡がとれた。										
☐	主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐に連絡がとれないことがあり、現場に専任していることが確認できなかった。										
☐	主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐が現場に専任していないことが確認された。										
I 配置技術者等 18 監理技術者等が施工計画や工事に係わる工程、技術的事項を把握し、主体的に施工を管理している。	監 <table border="1"> <tr><td>☐</td><td>監理技術者等は、設計内容、現場条件など十分に把握し、主体的に施工を実施した。</td></tr> <tr><td>☐</td><td>監理技術者等は、設計内容、現場条件など概ね把握し、主体的に施工を実施した。</td></tr> <tr><td>☐</td><td>監理技術者等は、設計内容、現場条件など一部把握していない部分があるが、主体的に施工を実施した。</td></tr> <tr><td>☐</td><td>監理技術者等は、設計内容、現場条件など一部把握していない部分があり、主体性が見られない部分があった。</td></tr> <tr><td>☐</td><td>監理技術者等は、設計内容、現場条件などの把握が不十分で、主体性が見られなかった。</td></tr> </table>	☐	監理技術者等は、設計内容、現場条件など十分に把握し、主体的に施工を実施した。	☐	監理技術者等は、設計内容、現場条件など概ね把握し、主体的に施工を実施した。	☐	監理技術者等は、設計内容、現場条件など一部把握していない部分があるが、主体的に施工を実施した。	☐	監理技術者等は、設計内容、現場条件など一部把握していない部分があり、主体性が見られない部分があった。	☐	監理技術者等は、設計内容、現場条件などの把握が不十分で、主体性が見られなかった。
☐	監理技術者等は、設計内容、現場条件など十分に把握し、主体的に施工を実施した。										
☐	監理技術者等は、設計内容、現場条件など概ね把握し、主体的に施工を実施した。										
☐	監理技術者等は、設計内容、現場条件など一部把握していない部分があるが、主体的に施工を実施した。										
☐	監理技術者等は、設計内容、現場条件など一部把握していない部分があり、主体性が見られない部分があった。										
☐	監理技術者等は、設計内容、現場条件などの把握が不十分で、主体性が見られなかった。										

I 配置技術者等 19 必要な専門技術者を選任し、配置している。 ※専門技術者を選任していない場合は対象外	監 <table border="1"> <tr><td>☒</td><td>専門技術者を適切に選任し現場に配置している。また、施工体制台帳に資格及び雇用を証する書面が適切に添付されている。</td></tr> <tr><td>☐</td><td>専門技術者を適切に選任し現場に配置している。また、施工体制台帳に資格及び雇用を証する書面が概ね適切に添付されている。</td></tr> <tr><td>☐</td><td>専門技術者を適切に選任し現場に配置していないケース、施工体制台帳に資格及び雇用を証する書面が適切に添付されていないケースがあった。</td></tr> </table>	☒	専門技術者を適切に選任し現場に配置している。また、施工体制台帳に資格及び雇用を証する書面が適切に添付されている。	☐	専門技術者を適切に選任し現場に配置している。また、施工体制台帳に資格及び雇用を証する書面が概ね適切に添付されている。	☐	専門技術者を適切に選任し現場に配置していないケース、施工体制台帳に資格及び雇用を証する書面が適切に添付されていないケースがあった。				
☒	専門技術者を適切に選任し現場に配置している。また、施工体制台帳に資格及び雇用を証する書面が適切に添付されている。										
☐	専門技術者を適切に選任し現場に配置している。また、施工体制台帳に資格及び雇用を証する書面が概ね適切に添付されている。										
☐	専門技術者を適切に選任し現場に配置していないケース、施工体制台帳に資格及び雇用を証する書面が適切に添付されていないケースがあった。										
I 配置技術者等 20 作業主任者を選任し、配置している。 ※作業主任者を選任していない場合は対象外（作業主任者と有資格者は異なる）	監 <table border="1"> <tr><td>☒</td><td>施工計画書並びに、工事現場内に作業主任者一覧表があり、正しい配置が適切に行われていることが確認できた。</td></tr> <tr><td>☐</td><td>施工計画書並びに、工事現場内に作業主任者一覧表はあったが、現場における配置が確認し難いケースがあった。</td></tr> <tr><td>☐</td><td>施工計画書または、工事現場内に作業主任者一覧表のないケース、現場における配置が確認し難いケースがあった。</td></tr> </table>	☒	施工計画書並びに、工事現場内に作業主任者一覧表があり、正しい配置が適切に行われていることが確認できた。	☐	施工計画書並びに、工事現場内に作業主任者一覧表はあったが、現場における配置が確認し難いケースがあった。	☐	施工計画書または、工事現場内に作業主任者一覧表のないケース、現場における配置が確認し難いケースがあった。				
☒	施工計画書並びに、工事現場内に作業主任者一覧表があり、正しい配置が適切に行われていることが確認できた。										
☐	施工計画書並びに、工事現場内に作業主任者一覧表はあったが、現場における配置が確認し難いケースがあった。										
☐	施工計画書または、工事現場内に作業主任者一覧表のないケース、現場における配置が確認し難いケースがあった。										
I 配置技術者等 21 監理技術者等が施工に先立ち、創意工夫又は、提案をもって工事を進めている。 ※施工計画書等に創意工夫、提案が記載されているかで判断する ※対象外なし	監 <table border="1"> <tr><td>☐</td><td>高度な創意工夫や技術提案が施工計画書等に記載され、適切に現場に反映されていた。</td></tr> <tr><td>☐</td><td>簡易な創意工夫や技術提案が施工計画書等に記載され、現場に反映されていた。</td></tr> <tr><td>☒</td><td>創意工夫や技術提案はなかった。または、施工計画書等に記載されていなかった。</td></tr> </table>	☐	高度な創意工夫や技術提案が施工計画書等に記載され、適切に現場に反映されていた。	☐	簡易な創意工夫や技術提案が施工計画書等に記載され、現場に反映されていた。	☒	創意工夫や技術提案はなかった。または、施工計画書等に記載されていなかった。				
☐	高度な創意工夫や技術提案が施工計画書等に記載され、適切に現場に反映されていた。										
☐	簡易な創意工夫や技術提案が施工計画書等に記載され、現場に反映されていた。										
☒	創意工夫や技術提案はなかった。または、施工計画書等に記載されていなかった。										
I 配置技術者等 22 書類及び資料が法令、仕様書及び工事成績表等に基づき適切に作成、整理されている。 ※工事成績表等とは、工事成績表、評定運用基準表、施工プロセスチェックリスト、施工プロセスチェックリストの手引き、工事検査実施要領をいう。	監 <table border="1"> <tr><td>☐</td><td>書類及び資料が適切に作成され、一覧表・インデックス等が付けられており、第三者が見て分かりやすく整理されていた。</td></tr> <tr><td>☐</td><td>書類及び資料が適切に作成され、必要なものがすぐに取り出せる程度には分かりやすく整理されていた。</td></tr> <tr><td>☐</td><td>書類及び資料は一部不備があるが作成されており、必要なものが少し探せば、取り出せる程度には整理されていた。</td></tr> <tr><td>☐</td><td>書類及び資料は一部不備があり、あまり整理されておらず、必要なものを取り出すのに時間がかかった。</td></tr> <tr><td>☐</td><td>書類及び資料は適切に作成されておらず、整理も行われておらず、必要なものを取り出すことができないケースがあった。</td></tr> </table>	☐	書類及び資料が適切に作成され、一覧表・インデックス等が付けられており、第三者が見て分かりやすく整理されていた。	☐	書類及び資料が適切に作成され、必要なものがすぐに取り出せる程度には分かりやすく整理されていた。	☐	書類及び資料は一部不備があるが作成されており、必要なものが少し探せば、取り出せる程度には整理されていた。	☐	書類及び資料は一部不備があり、あまり整理されておらず、必要なものを取り出すのに時間がかかった。	☐	書類及び資料は適切に作成されておらず、整理も行われておらず、必要なものを取り出すことができないケースがあった。
☐	書類及び資料が適切に作成され、一覧表・インデックス等が付けられており、第三者が見て分かりやすく整理されていた。										
☐	書類及び資料が適切に作成され、必要なものがすぐに取り出せる程度には分かりやすく整理されていた。										
☐	書類及び資料は一部不備があるが作成されており、必要なものが少し探せば、取り出せる程度には整理されていた。										
☐	書類及び資料は一部不備があり、あまり整理されておらず、必要なものを取り出すのに時間がかかった。										
☐	書類及び資料は適切に作成されておらず、整理も行われておらず、必要なものを取り出すことができないケースがあった。										
I 配置技術者等 23 監理技術者等が施工体制、施工状況を把握し、元請業者の現場職員、下請負業者をよく指導している。	監 <table border="1"> <tr><td>☐</td><td>監理技術者等は、元請業者の現場職員や下請業者の作業内容の把握に優れ、適切に指導を行っていた。</td></tr> <tr><td>☐</td><td>監理技術者等は、元請業者の現場職員や下請業者の作業内容の把握は概ね良好であり、適切に指導を行っていた。</td></tr> <tr><td>☐</td><td>監理技術者等は、元請業者の現場職員や下請業者の作業内容の把握、指導は普通程度であった。</td></tr> <tr><td>☐</td><td>監理技術者等は、元請業者の現場職員や下請業者の作業内容の把握、指導に一部不備があり、意思疎通に欠ける部分があった。</td></tr> <tr><td>☐</td><td>監理技術者等は、元請業者の現場職員や下請業者の作業内容の把握、指導に不備があり、意思疎通に欠けていた。</td></tr> </table>	☐	監理技術者等は、元請業者の現場職員や下請業者の作業内容の把握に優れ、適切に指導を行っていた。	☐	監理技術者等は、元請業者の現場職員や下請業者の作業内容の把握は概ね良好であり、適切に指導を行っていた。	☐	監理技術者等は、元請業者の現場職員や下請業者の作業内容の把握、指導は普通程度であった。	☐	監理技術者等は、元請業者の現場職員や下請業者の作業内容の把握、指導に一部不備があり、意思疎通に欠ける部分があった。	☐	監理技術者等は、元請業者の現場職員や下請業者の作業内容の把握、指導に不備があり、意思疎通に欠けていた。
☐	監理技術者等は、元請業者の現場職員や下請業者の作業内容の把握に優れ、適切に指導を行っていた。										
☐	監理技術者等は、元請業者の現場職員や下請業者の作業内容の把握は概ね良好であり、適切に指導を行っていた。										
☐	監理技術者等は、元請業者の現場職員や下請業者の作業内容の把握、指導は普通程度であった。										
☐	監理技術者等は、元請業者の現場職員や下請業者の作業内容の把握、指導に一部不備があり、意思疎通に欠ける部分があった。										
☐	監理技術者等は、元請業者の現場職員や下請業者の作業内容の把握、指導に不備があり、意思疎通に欠けていた。										

Ⅱ 施工状況について		[土 木]	
評 定 細 目(監督員用)		評 価 の 考 え 方	
Ⅱ 施工管理 1 契約約款第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。	監	☐	工事の施工にあたり、設計図書、現場の状況について精度の高い照査を行っている。
		☐	工事の施工にあたり、設計図書、現場の状況について照査を行っている。
		☐	工事の施工にあたり、設計図書、現場の状況について照査を行っているが、一部不備がある。
		☐	工事の施工にあたり、設計図書、現場の状況について照査を行っているが不備が多い。
		☐	工事の施工にあたり、設計図書、現場の状況について照査を行ったことが確認できない。
Ⅱ 施工管理 2 照査の結果、相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 ※相違事実がない場合対象外	監	☐	現場との相違点が文言、図面、写真等で適切に説明された書面で提出されており、高度な技術提案があった。
		☐	現場との相違点が書面で提出されており、簡易な技術提案があった。
		☐	現場との相違点が書面で提出されていたが、技術提案はなかった。
		☐	現場との相違点が分りにくいものがあった。または、書面の提出が遅れたものがあった。
		☐	現場との相違点が書面で提出されなかった。
Ⅱ 施工管理 3 施工に先立ち、設計図書及び現場条件を反映した内容の施工計画書が提出されている。	監	☐	記載内容が、設計図書の内容及び現場の条件を適切に反映しており、施工計画のポイントを適切に把握し、創意工夫、技術提案が随所に見られ、取りまとめも優れた施工計画書が、施工に先立ち余裕をもって提出された。
		☐	記載内容が、設計図書の内容及び現場の条件を適切に反映しており、施工計画のポイントを把握し、取りまとめも概ね良好な施工計画書が、施工に先立ち余裕をもって提出された。
		☐	記載内容が、設計図書の内容及び現場の条件を反映しており、施工計画のポイントを把握し、取りまとめにおいては標準的な施工計画書が、施工に先立ち提出された。
		☐	記載内容が、設計図書の内容及び現場の条件を一部反映していなかった。または、取りまとめにおいて一部不備があった。もしくは、施工計画書の提出に若干の遅れがあった。
		☐	記載内容が、設計図書の内容及び現場の条件を反映していないものが多かった。または、取りまとめにおいて不備が多かった。もしくは、施工計画書の提出が大幅に遅れた。
Ⅱ 施工管理 4 施工計画書において記載内容と現場施工方法が一致している。	監	☐	施工計画書に施工方法が現場条件を十分考慮して、正しく、分りやすく、創意工夫をされて記載されており、現場の施工方法も施工計画書記載通りの方法で施工が行われていた。
		☐	施工計画書の施工方法に些細な記入漏れ等があるが、概ね正しく記載されており現場においても適切な方法で施工されていた。
		☐	施工計画書の施工方法の記載内容に一部不備があったが、現場の施工方法に問題はなかった。
		☐	施工計画書の施工方法の記載内容全般について不備が多く、現場の施工も一部の工種で違う施工方法で施工されていた。
		☐	施工計画書に施工方法が記載されておらず、あるいは、施工計画書と違う施工方法で工事が施工されていた。

Ⅱ 施工管理 5 施工計画書において記載内容と現場体制が一致している。	監 <table border="1"> <tr> <td>☐</td><td>施工計画書に現場組織(下請業者含む)の編成及び命令系統、業務分担が適切に記載され、その内容が現場体制とすべて一致していた。</td></tr> <tr> <td>☐</td><td>施工計画書に現場組織(下請業者含む)の編成及び命令系統、業務分担が、記載内容の間違いや記入漏れが一部あるが、概ね適切に記載され、その内容が現場体制と一致していた。</td></tr> <tr> <td>☐</td><td>施工計画書に現場組織(下請業者含む)の編成及び命令系統、業務分担が記載されていたが一部不備があり、現場体制との一致が確認できない部分があった。</td></tr> <tr> <td>☐</td><td>施工計画書に現場組織(下請業者含む)の編成及び命令系統、業務分担が記載されていたが内容に不備が多く、現場体制との一致が確認できない部分が多かった。</td></tr> <tr> <td>☐</td><td>施工計画書に現場組織(下請業者含む)の編成及び命令系統、業務分担の記載がなく、現場体制との一致が確認できなかった。</td></tr> </table>	☐	施工計画書に現場組織(下請業者含む)の編成及び命令系統、業務分担が適切に記載され、その内容が現場体制とすべて一致していた。	☐	施工計画書に現場組織(下請業者含む)の編成及び命令系統、業務分担が、記載内容の間違いや記入漏れが一部あるが、概ね適切に記載され、その内容が現場体制と一致していた。	☐	施工計画書に現場組織(下請業者含む)の編成及び命令系統、業務分担が記載されていたが一部不備があり、現場体制との一致が確認できない部分があった。	☐	施工計画書に現場組織(下請業者含む)の編成及び命令系統、業務分担が記載されていたが内容に不備が多く、現場体制との一致が確認できない部分が多かった。	☐	施工計画書に現場組織(下請業者含む)の編成及び命令系統、業務分担の記載がなく、現場体制との一致が確認できなかった。
☐	施工計画書に現場組織(下請業者含む)の編成及び命令系統、業務分担が適切に記載され、その内容が現場体制とすべて一致していた。										
☐	施工計画書に現場組織(下請業者含む)の編成及び命令系統、業務分担が、記載内容の間違いや記入漏れが一部あるが、概ね適切に記載され、その内容が現場体制と一致していた。										
☐	施工計画書に現場組織(下請業者含む)の編成及び命令系統、業務分担が記載されていたが一部不備があり、現場体制との一致が確認できない部分があった。										
☐	施工計画書に現場組織(下請業者含む)の編成及び命令系統、業務分担が記載されていたが内容に不備が多く、現場体制との一致が確認できない部分が多かった。										
☐	施工計画書に現場組織(下請業者含む)の編成及び命令系統、業務分担の記載がなく、現場体制との一致が確認できなかった。										
Ⅱ 施工管理 6 工事材料に関する資料が整備され、監督員に事前に確認または承諾された材料を適切に管理している。	監 <table border="1"> <tr> <td>☐</td><td>工事材料の資料が適切に整備され、監督員に事前に確認または承諾されたものを適切に管理している。</td></tr> <tr> <td>☐</td><td>工事材料の資料が概ね適切に整備され、監督員に事前に確認または承諾されたものを概ね適切に管理している。</td></tr> <tr> <td>☐</td><td>工事材料の資料の整備に一部不備があるが、監督員に事前に確認または承諾されたものを概ね適切に管理している。</td></tr> <tr> <td>☐</td><td>工事材料の資料の整備に不備が多い。または、監督員に事前に確認または承諾されたものの管理に一部不備がある。</td></tr> <tr> <td>☐</td><td>監督員に事前に確認または承諾されたものの管理に不備が多い。</td></tr> </table>	☐	工事材料の資料が適切に整備され、監督員に事前に確認または承諾されたものを適切に管理している。	☐	工事材料の資料が概ね適切に整備され、監督員に事前に確認または承諾されたものを概ね適切に管理している。	☐	工事材料の資料の整備に一部不備があるが、監督員に事前に確認または承諾されたものを概ね適切に管理している。	☐	工事材料の資料の整備に不備が多い。または、監督員に事前に確認または承諾されたものの管理に一部不備がある。	☐	監督員に事前に確認または承諾されたものの管理に不備が多い。
☐	工事材料の資料が適切に整備され、監督員に事前に確認または承諾されたものを適切に管理している。										
☐	工事材料の資料が概ね適切に整備され、監督員に事前に確認または承諾されたものを概ね適切に管理している。										
☐	工事材料の資料の整備に一部不備があるが、監督員に事前に確認または承諾されたものを概ね適切に管理している。										
☐	工事材料の資料の整備に不備が多い。または、監督員に事前に確認または承諾されたものの管理に一部不備がある。										
☐	監督員に事前に確認または承諾されたものの管理に不備が多い。										
Ⅱ 施工管理 7 品質確保のための対策など、施工に関する工夫を 書面で確認できる。 ※施工計画書等に創意工夫が記載されているか で判断する ※対象外なし	監 <table border="1"> <tr> <td>☐</td><td>施工計画書等に施工全般に渡り品質確保のための対策など、施工に関する工夫について記載されていた。</td></tr> <tr> <td>☐</td><td>施工計画書等に施工の一部について、品質確保のための対策など、施工に関する工夫が記載されていた。</td></tr> <tr> <td>☐</td><td>施工計画書等に品質確保のための対策など、施工に関する工夫が記載されていなかった。</td></tr> </table>	☐	施工計画書等に施工全般に渡り品質確保のための対策など、施工に関する工夫について記載されていた。	☐	施工計画書等に施工の一部について、品質確保のための対策など、施工に関する工夫が記載されていた。	☐	施工計画書等に品質確保のための対策など、施工に関する工夫が記載されていなかった。				
☐	施工計画書等に施工全般に渡り品質確保のための対策など、施工に関する工夫について記載されていた。										
☐	施工計画書等に施工の一部について、品質確保のための対策など、施工に関する工夫が記載されていた。										
☐	施工計画書等に品質確保のための対策など、施工に関する工夫が記載されていなかった。										
Ⅱ 施工管理 8 現場内での整理整頓及び施工区域周辺の清掃等 が日常的に行われている。	監 <table border="1"> <tr> <td>☐</td><td>現場内及び施工区域周辺の整理整頓・清掃等の環境対策が積極的に取組まれ工事現場周辺住民等に対する配慮が十分に行われた。</td></tr> <tr> <td>☐</td><td>現場内及び施工区域周辺の整理整頓・清掃等の環境対策がある程度行われていた。</td></tr> <tr> <td>☐</td><td>現場内及び周辺の整理整頓・清掃等の環境対策が必要最小限行われていた。</td></tr> <tr> <td>☐</td><td>現場内及び周辺の整理整頓・清掃等が十分でなかった。</td></tr> <tr> <td>☐</td><td>現場内及び周辺の整理整頓・清掃等を怠り、苦情が多かった。</td></tr> </table>	☐	現場内及び施工区域周辺の整理整頓・清掃等の環境対策が積極的に取組まれ工事現場周辺住民等に対する配慮が十分に行われた。	☐	現場内及び施工区域周辺の整理整頓・清掃等の環境対策がある程度行われていた。	☐	現場内及び周辺の整理整頓・清掃等の環境対策が必要最小限行われていた。	☐	現場内及び周辺の整理整頓・清掃等が十分でなかった。	☐	現場内及び周辺の整理整頓・清掃等を怠り、苦情が多かった。
☐	現場内及び施工区域周辺の整理整頓・清掃等の環境対策が積極的に取組まれ工事現場周辺住民等に対する配慮が十分に行われた。										
☐	現場内及び施工区域周辺の整理整頓・清掃等の環境対策がある程度行われていた。										
☐	現場内及び周辺の整理整頓・清掃等の環境対策が必要最小限行われていた。										
☐	現場内及び周辺の整理整頓・清掃等が十分でなかった。										
☐	現場内及び周辺の整理整頓・清掃等を怠り、苦情が多かった。										

Ⅱ 施工管理 9 監督員の立会にあたって予め立会願を提出している。	監 ☐ すべての立会願の提出が、提出時期に余裕をもっておこなわれた。 ☐ すべて、立会願の提出が行われたが、提出時期に余裕のないケースが一部あった。 ☐ 立会願の提出でなく口頭での連絡のみのケースが一部あった。または、提出の遅れが一部あった。 ☐ 立会願の提出でなく口頭での連絡のみのケースが多かった。または、提出の遅れが多かった。 ☐ 立会願の提出、連絡がなかったため、立会を実施することができなかったケースがあった。
Ⅱ 施工管理 10 段階確認の内容・確認時期が、適正である。 ※土木工事については、兵庫県共通仕様書に記載の段階確認を対象とする	監 ☐ 段階確認について現場体制が整い、段階確認の内容・時期が適正であった。 ☐ 段階確認について現場体制が概ね整い、段階確認の内容・時期が概ね適正であった。 ☐ 段階確認について現場体制で一部不備があった。または、段階確認の内容・時期に一部不備があった。 ☐ 段階確認について現場体制で不備が多かった。または、段階確認の内容・時期で不備が多かった。または、段階確認が一部実施されなかった。 ☐ 段階確認について現場体制の不備により、段階確認が実施されないものが多かった。
Ⅱ 施工管理 11 受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により適正に処理されていることを確認し、監督員に提示した。	監 ☐ マニフェスト等は、内容が適正で、分りやすく整理されており、適正な処理が確認できた。 ☐ マニフェスト等は、内容が適正で、概ね分りやすく整理されており、適正な処理が確認できた。 ☐ マニフェスト等は、内容に不備はなく、適正な処理が確認できた。 ☐ マニフェスト等は、一部不備があり、適正な処理の確認できないものがあった。 ☐ マニフェスト等は、不備が多く、適正な処理の確認ができなかった。
Ⅱ 施工管理 12 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。さらに、工事完了後には速やかに再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書を提出した。	監 ☐ すべての計画書や実施書の提出時期及び、記載内容が適正であった。 ☐ 計画書や実施書の提出時期は適正であるが、記載内容に一部不備のあるケースがあった。 ☐ 計画書や実施書の提出が一部遅れるケース、または、記載内容に一部不備があるケースがあった。 ☐ 計画書や実施書の提出の遅れるケースが多い、または、記載内容に不備があるケースが多かった。 ☐ 計画書や実施書が提出されないケースがあった。

Ⅱ 施工管理 13 低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="705 70 763 113">監</td><td data-bbox="763 70 2134 113"></td></tr> <tr> <td data-bbox="705 113 763 177"></td><td data-bbox="763 113 2134 177">施工計画書で使用する機械・車両等が適正に記載され、工事現場でも、低騒音・排出ガス対策仕様のシールが写真撮影されており、確認することができた。</td></tr> <tr> <td data-bbox="705 177 763 240"></td><td data-bbox="763 177 2134 240">施工計画書で使用する機械・車両等が概ね適正に記載され、工事現場でも、低騒音・排出ガス対策仕様のシールが写真撮影されており、概ね確認することができた。</td></tr> <tr> <td data-bbox="705 240 763 304"></td><td data-bbox="763 240 2134 304">施工計画書で使用する機械・車両等の記載で一部不備があった。または、工事現場で使用されていることが確認できないものが一部あった。</td></tr> <tr> <td data-bbox="705 304 763 368"></td><td data-bbox="763 304 2134 368">施工計画書で使用する機械・車両等の記載で不備が多かった。または、工事現場で使用されていることが確認できないものが多かった。</td></tr> <tr> <td data-bbox="705 368 763 400"></td><td data-bbox="763 368 2134 400">施工計画書で使用する機械・車両等の記載がなかった。または、工事現場で使用されていることが確認できなかった。</td></tr> </table>	監			施工計画書で使用する機械・車両等が適正に記載され、工事現場でも、低騒音・排出ガス対策仕様のシールが写真撮影されており、確認することができた。		施工計画書で使用する機械・車両等が概ね適正に記載され、工事現場でも、低騒音・排出ガス対策仕様のシールが写真撮影されており、概ね確認することができた。		施工計画書で使用する機械・車両等の記載で一部不備があった。または、工事現場で使用されていることが確認できないものが一部あった。		施工計画書で使用する機械・車両等の記載で不備が多かった。または、工事現場で使用されていることが確認できないものが多かった。		施工計画書で使用する機械・車両等の記載がなかった。または、工事現場で使用されていることが確認できなかった。
監													
	施工計画書で使用する機械・車両等が適正に記載され、工事現場でも、低騒音・排出ガス対策仕様のシールが写真撮影されており、確認することができた。												
	施工計画書で使用する機械・車両等が概ね適正に記載され、工事現場でも、低騒音・排出ガス対策仕様のシールが写真撮影されており、概ね確認することができた。												
	施工計画書で使用する機械・車両等の記載で一部不備があった。または、工事現場で使用されていることが確認できないものが一部あった。												
	施工計画書で使用する機械・車両等の記載で不備が多かった。または、工事現場で使用されていることが確認できないものが多かった。												
	施工計画書で使用する機械・車両等の記載がなかった。または、工事現場で使用されていることが確認できなかった。												
Ⅱ 工程管理 14 実施工程表が提出され、適正に工程の管理を行っている。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="705 464 763 507">監</td><td data-bbox="763 464 2134 507"></td></tr> <tr> <td data-bbox="705 507 763 539"></td><td data-bbox="763 507 2134 539">実施工程表が提出され、受注者が積極的に対応及び調整を行い、終始円滑な工事の進捗が適切に図られた。</td></tr> <tr> <td data-bbox="705 539 763 571"></td><td data-bbox="763 539 2134 571">実施工程表が提出され、調整が図られ、円滑に工事が進められた。</td></tr> <tr> <td data-bbox="705 571 763 603"></td><td data-bbox="763 571 2134 603">実施工程表が提出され、工事の進捗には問題なかった。</td></tr> <tr> <td data-bbox="705 603 763 635"></td><td data-bbox="763 603 2134 635">実施工程表が提出されたが、一部不備があった。または、調整不足があり、工事の進捗に支障を生じた。</td></tr> <tr> <td data-bbox="705 635 763 667"></td><td data-bbox="763 635 2134 667">実施工程表が提出されなかった。または、全般的に調整が不十分であり、工事の進捗に多大な影響があった。</td></tr> </table>	監			実施工程表が提出され、受注者が積極的に対応及び調整を行い、終始円滑な工事の進捗が適切に図られた。		実施工程表が提出され、調整が図られ、円滑に工事が進められた。		実施工程表が提出され、工事の進捗には問題なかった。		実施工程表が提出されたが、一部不備があった。または、調整不足があり、工事の進捗に支障を生じた。		実施工程表が提出されなかった。または、全般的に調整が不十分であり、工事の進捗に多大な影響があった。
監													
	実施工程表が提出され、受注者が積極的に対応及び調整を行い、終始円滑な工事の進捗が適切に図られた。												
	実施工程表が提出され、調整が図られ、円滑に工事が進められた。												
	実施工程表が提出され、工事の進捗には問題なかった。												
	実施工程表が提出されたが、一部不備があった。または、調整不足があり、工事の進捗に支障を生じた。												
	実施工程表が提出されなかった。または、全般的に調整が不十分であり、工事の進捗に多大な影響があった。												
Ⅱ 工程管理 15 工期及び、内容変更が伴う場合、変更協議が書面にて行われ、契約後10日以内に変更工程表が提出されている。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="705 735 763 778">監</td><td data-bbox="763 735 2134 778"></td></tr> <tr> <td data-bbox="705 778 763 810"></td><td data-bbox="763 778 2134 810">変更協議が、変更内容を的確に分りやすく記載した書面で行われ、契約後10日以内に変更内容を反映した工程表を提出していた。</td></tr> <tr> <td data-bbox="705 810 763 842"></td><td data-bbox="763 810 2134 842">変更協議が、書面で行われ、契約後10日以内に変更内容を反映した工程表を提出していた。</td></tr> <tr> <td data-bbox="705 842 763 874"></td><td data-bbox="763 842 2134 874">変更協議が、一部不備はあったが、書面で行われ、契約後10日以内に変更内容を反映した工程表を提出していた。</td></tr> <tr> <td data-bbox="705 874 763 906"></td><td data-bbox="763 874 2134 906">変更協議が、書面で行われないことがあった。または、変更内容を反映した工程表の提出の遅れや未提出のものが一部あった。</td></tr> <tr> <td data-bbox="705 906 763 938"></td><td data-bbox="763 906 2134 938">変更協議が、書面で行われなかった。または、変更内容を反映した工程表の提出の遅れや未提出のものが多かった。</td></tr> </table>	監			変更協議が、変更内容を的確に分りやすく記載した書面で行われ、契約後10日以内に変更内容を反映した工程表を提出していた。		変更協議が、書面で行われ、契約後10日以内に変更内容を反映した工程表を提出していた。		変更協議が、一部不備はあったが、書面で行われ、契約後10日以内に変更内容を反映した工程表を提出していた。		変更協議が、書面で行われないことがあった。または、変更内容を反映した工程表の提出の遅れや未提出のものが一部あった。		変更協議が、書面で行われなかった。または、変更内容を反映した工程表の提出の遅れや未提出のものが多かった。
監													
	変更協議が、変更内容を的確に分りやすく記載した書面で行われ、契約後10日以内に変更内容を反映した工程表を提出していた。												
	変更協議が、書面で行われ、契約後10日以内に変更内容を反映した工程表を提出していた。												
	変更協議が、一部不備はあったが、書面で行われ、契約後10日以内に変更内容を反映した工程表を提出していた。												
	変更協議が、書面で行われないことがあった。または、変更内容を反映した工程表の提出の遅れや未提出のものが一部あった。												
	変更協議が、書面で行われなかった。または、変更内容を反映した工程表の提出の遅れや未提出のものが多かった。												
Ⅱ 工程管理 16 関連工事との調整を積極的に行っている。 ※工事現場が隣接し、または同一場所において別途工事がある場合は、工事関係者連絡会議の組織を要する。(兵庫県共通仕様書)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="705 1007 763 1050">監</td><td data-bbox="763 1007 2134 1050"></td></tr> <tr> <td data-bbox="705 1050 763 1114"></td><td data-bbox="763 1050 2134 1114">関連工事に関し、十分に内容について協議、検討された工程計画が、施工計画書等に記載されていた。また、突発的な事態にも柔軟に対応し、他工事との調整等適切な工程管理を行い、計画どおりに工事を完成させた。</td></tr> <tr> <td data-bbox="705 1114 763 1177"></td><td data-bbox="763 1114 2134 1177">関連工事を考慮した工程計画が、施工計画書等に記載されていた。また、他工事との調整等適切な工程管理を行い、計画どおりに工事を完成させた。</td></tr> <tr> <td data-bbox="705 1177 763 1241"></td><td data-bbox="763 1177 2134 1241">関連工事を考慮した工程計画が、施工計画書等に記載されていた。また、他工事との工程調整を行い計画どおりに工事を完成させたが、履行報告提出の遅れ等、工程管理に一部不備があった。</td></tr> <tr> <td data-bbox="705 1241 763 1273"></td><td data-bbox="763 1241 2134 1273">関連工事を考慮した工程計画が、施工計画書等に記載されていなかったが、他工事との工程調整を行い工期内に竣工させた。</td></tr> <tr> <td data-bbox="705 1273 763 1305"></td><td data-bbox="763 1273 2134 1305">関連工事を考慮した工程計画が、施工計画書等に記載されず、また、他工事との工程調整に不備があったため工程に影響がでた。</td></tr> </table>	監			関連工事に関し、十分に内容について協議、検討された工程計画が、施工計画書等に記載されていた。また、突発的な事態にも柔軟に対応し、他工事との調整等適切な工程管理を行い、計画どおりに工事を完成させた。		関連工事を考慮した工程計画が、施工計画書等に記載されていた。また、他工事との調整等適切な工程管理を行い、計画どおりに工事を完成させた。		関連工事を考慮した工程計画が、施工計画書等に記載されていた。また、他工事との工程調整を行い計画どおりに工事を完成させたが、履行報告提出の遅れ等、工程管理に一部不備があった。		関連工事を考慮した工程計画が、施工計画書等に記載されていなかったが、他工事との工程調整を行い工期内に竣工させた。		関連工事を考慮した工程計画が、施工計画書等に記載されず、また、他工事との工程調整に不備があったため工程に影響がでた。
監													
	関連工事に関し、十分に内容について協議、検討された工程計画が、施工計画書等に記載されていた。また、突発的な事態にも柔軟に対応し、他工事との調整等適切な工程管理を行い、計画どおりに工事を完成させた。												
	関連工事を考慮した工程計画が、施工計画書等に記載されていた。また、他工事との調整等適切な工程管理を行い、計画どおりに工事を完成させた。												
	関連工事を考慮した工程計画が、施工計画書等に記載されていた。また、他工事との工程調整を行い計画どおりに工事を完成させたが、履行報告提出の遅れ等、工程管理に一部不備があった。												
	関連工事を考慮した工程計画が、施工計画書等に記載されていなかったが、他工事との工程調整を行い工期内に竣工させた。												
	関連工事を考慮した工程計画が、施工計画書等に記載されず、また、他工事との工程調整に不備があったため工程に影響がでた。												

Ⅲ 安全管理及び対外関係について			[土 木]
評 定 細 目(監督員用)		評 価 の 考 え 方	
Ⅲ 安全管理 1 安全衛生協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。	監		
			施工計画書等に、協議会の目的、内容、頻度等について具体的に記載されており、記載の内容どおり適正に実施され、写真、議事録等が整備、保存されていることが確認できた。また、毎月1回以上開催されていた。
			施工計画書等に、協議会について記載され実施しており、写真、議事録等が整備、保存されていることが確認できた。また、毎月1回以上開催されていた。
			施工計画書等に、協議会の実施について記載されていなかったが、写真、議事録等が整備、保存されていることが確認できた。また、毎月1回以上開催されていた。
			写真、議事録等の整備、保存に一部不備が見られた。または、毎月1回以上協議会が開催されないことがあった。
			写真、議事録等の整備、保存に不備が多かった。または、協議会が開催されなかった。
Ⅲ 安全管理 2 店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。	監		
			施工計画書等に、パトロールの目的、内容、頻度等について具体的に記載されており、記載の内容どおり適正に実施され、写真、議事録等が整備、保存されていることが確認できた。また、毎月1回以上実施されていた。
			施工計画書等にパトロールについて記載され実施しており、写真、議事録等が整備、保存されていることが確認できた。また、毎月1回以上実施されていた。
			施工計画書等に、パトロールの実施について記載されていなかったが、写真、議事録等が整備、保存されていることが確認できた。また、毎月1回以上実施されていた。
			写真、議事録等の整備、保存に一部不備が見られた。または、毎月1回以上パトロールが実施されないことがあった。
			写真、議事録等の整備、保存に不備が多かった。または、パトロールが実施されなかった。
Ⅲ 安全管理 3 安全教育・安全訓練等を半日／月以上実施し、記録が整備されている。	監		
			施工計画書等に、安全教育・安全訓練の目的、内容、頻度等について具体的に記載されており、記載の内容どおり適正に実施され、写真、議事録等が整備、保存されていることが確認できた。また、月に半日以上実施されていた。
			施工計画書等に安全教育・安全訓練について記載され実施しており、写真、議事録等が整備、保存されていることが確認できた。また、月に半日以上実施されていた。
			施工計画書等に、安全教育・安全訓練の実施について記載されていなかったが、写真、議事録等が整備、保存されていることが確認できた。また、月に半日以上実施されていた。
			写真、議事録等の整備、保存に一部不備が見られた。または、月に半日以上、安全教育・安全訓練が実施されないことがあった。
			写真、議事録等の整備、保存に不備が多かった。または、安全教育・安全訓練が実施されなかった。

Ⅲ 安全管理 4 安全巡視・KY活動等を実施し、記録が整備されている。	監 <table border="1"> <tr> <td></td><td>施工計画書等に、安全巡視・KY活動等の目的、内容、頻度等について具体的に記載されており、記載の内容どおり適正に実施され、写真、議事録等が整備、保存されていることが確認できた。また、毎日実施されていた。</td></tr> <tr> <td></td><td>施工計画書等に安全巡視・KY活動等について記載され実施しており、写真、議事録等が整備、保存されていることが確認できた。また、毎日実施されていた。</td></tr> <tr> <td></td><td>施工計画書等に、安全巡視・KY活動等の実施について記載されていなかったが、写真、議事録等が整備、保存されていることが確認できた。また、毎日実施されていた。</td></tr> <tr> <td></td><td>写真、議事録等の整備、保存に一部不備が見られた。または、安全巡視・KY活動等実施されていない日があった。</td></tr> <tr> <td></td><td>写真、議事録等の整備、保存に不備が多かった。または、安全巡視・KY活動等が実施されなかった。</td></tr> </table>		施工計画書等に、安全巡視・KY活動等の目的、内容、頻度等について具体的に記載されており、記載の内容どおり適正に実施され、写真、議事録等が整備、保存されていることが確認できた。また、毎日実施されていた。		施工計画書等に安全巡視・KY活動等について記載され実施しており、写真、議事録等が整備、保存されていることが確認できた。また、毎日実施されていた。		施工計画書等に、安全巡視・KY活動等の実施について記載されていなかったが、写真、議事録等が整備、保存されていることが確認できた。また、毎日実施されていた。		写真、議事録等の整備、保存に一部不備が見られた。または、安全巡視・KY活動等実施されていない日があった。		写真、議事録等の整備、保存に不備が多かった。または、安全巡視・KY活動等が実施されなかった。
	施工計画書等に、安全巡視・KY活動等の目的、内容、頻度等について具体的に記載されており、記載の内容どおり適正に実施され、写真、議事録等が整備、保存されていることが確認できた。また、毎日実施されていた。										
	施工計画書等に安全巡視・KY活動等について記載され実施しており、写真、議事録等が整備、保存されていることが確認できた。また、毎日実施されていた。										
	施工計画書等に、安全巡視・KY活動等の実施について記載されていなかったが、写真、議事録等が整備、保存されていることが確認できた。また、毎日実施されていた。										
	写真、議事録等の整備、保存に一部不備が見られた。または、安全巡視・KY活動等実施されていない日があった。										
	写真、議事録等の整備、保存に不備が多かった。または、安全巡視・KY活動等が実施されなかった。										
Ⅲ 安全管理 5 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。	監 <table border="1"> <tr> <td></td><td>施工計画書等に、新規入場者教育の目的、内容、頻度等について具体的に記載されており、記載の内容どおり適正に実施され、写真、記録等が整備、保存されていることが確認できた。</td></tr> <tr> <td></td><td>施工計画書等により新規入場者教育について記載され実施しており、写真、記録等が整備、保存されていることが確認できた。</td></tr> <tr> <td></td><td>施工計画書等に、新規入場者教育について記載がなかったが実施され、写真、記録等が整備、保存されていることが確認できた。</td></tr> <tr> <td></td><td>写真、記録等の整備、保存に一部不備が見られた。または、新規入場者教育が実施されないことがあった。</td></tr> <tr> <td></td><td>写真、記録等の整備、保存に不備が多かった。または、新規入場者教育が実施されなかった。</td></tr> </table>		施工計画書等に、新規入場者教育の目的、内容、頻度等について具体的に記載されており、記載の内容どおり適正に実施され、写真、記録等が整備、保存されていることが確認できた。		施工計画書等により新規入場者教育について記載され実施しており、写真、記録等が整備、保存されていることが確認できた。		施工計画書等に、新規入場者教育について記載がなかったが実施され、写真、記録等が整備、保存されていることが確認できた。		写真、記録等の整備、保存に一部不備が見られた。または、新規入場者教育が実施されないことがあった。		写真、記録等の整備、保存に不備が多かった。または、新規入場者教育が実施されなかった。
	施工計画書等に、新規入場者教育の目的、内容、頻度等について具体的に記載されており、記載の内容どおり適正に実施され、写真、記録等が整備、保存されていることが確認できた。										
	施工計画書等により新規入場者教育について記載され実施しており、写真、記録等が整備、保存されていることが確認できた。										
	施工計画書等に、新規入場者教育について記載がなかったが実施され、写真、記録等が整備、保存されていることが確認できた。										
	写真、記録等の整備、保存に一部不備が見られた。または、新規入場者教育が実施されないことがあった。										
	写真、記録等の整備、保存に不備が多かった。または、新規入場者教育が実施されなかった。										
Ⅲ 安全管理 6 運搬作業において、各交通関係法令(道路法、道路交通法、車両規制令、道路運送車両の保安基準、道路運送車両法、ダンプ規制法、貨物自動車運送事業法等)を遵守し、適合した車両を使用し、また、過積載等の防止に十分に取り組んでいる。	監 <table border="1"> <tr> <td></td><td>施工計画書等に、各交通関係法令の遵守に取り組む方針、過積載防止の対策・確認方法について具体的に記載されており、記載内容のとおり適正に実施された。また、各種運行(通行)許可書(写)等の書類が確認でき適正であり、過積載もなかった。</td></tr> <tr> <td></td><td>施工計画書等に、各交通関係法令の遵守に取り組む方針、過積載防止の対策・確認方法について記載されていた。また、各種運行(通行)許可書(写)等の書類が確認でき適正であり、過積載もなかった。</td></tr> <tr> <td></td><td>各種運行(通行)許可書(写)等の書類が確認でき適正であり、過積載もなかった。</td></tr> <tr> <td></td><td>各種運行(通行)許可書(写)等の書類に一部不備があった。または、一部軽微な過積載があった。</td></tr> <tr> <td></td><td>各種運行(通行)許可書(写)等の書類に不備が多かった。または、過積載が多かった。</td></tr> </table>		施工計画書等に、各交通関係法令の遵守に取り組む方針、過積載防止の対策・確認方法について具体的に記載されており、記載内容のとおり適正に実施された。また、各種運行(通行)許可書(写)等の書類が確認でき適正であり、過積載もなかった。		施工計画書等に、各交通関係法令の遵守に取り組む方針、過積載防止の対策・確認方法について記載されていた。また、各種運行(通行)許可書(写)等の書類が確認でき適正であり、過積載もなかった。		各種運行(通行)許可書(写)等の書類が確認でき適正であり、過積載もなかった。		各種運行(通行)許可書(写)等の書類に一部不備があった。または、一部軽微な過積載があった。		各種運行(通行)許可書(写)等の書類に不備が多かった。または、過積載が多かった。
	施工計画書等に、各交通関係法令の遵守に取り組む方針、過積載防止の対策・確認方法について具体的に記載されており、記載内容のとおり適正に実施された。また、各種運行(通行)許可書(写)等の書類が確認でき適正であり、過積載もなかった。										
	施工計画書等に、各交通関係法令の遵守に取り組む方針、過積載防止の対策・確認方法について記載されていた。また、各種運行(通行)許可書(写)等の書類が確認でき適正であり、過積載もなかった。										
	各種運行(通行)許可書(写)等の書類が確認でき適正であり、過積載もなかった。										
	各種運行(通行)許可書(写)等の書類に一部不備があった。または、一部軽微な過積載があった。										
	各種運行(通行)許可書(写)等の書類に不備が多かった。または、過積載が多かった。										
Ⅲ 安全管理 7 工事車両、使用機器、工具等の点検整備がなされ、十分に管理されている。	監 <table border="1"> <tr> <td></td><td>施工計画書等に、点検整備について具体的に検査の種類、頻度等が記載されており、記載の内容どおり適正に実施され、写真、チェックリスト等が整備、保存されていることが確認できた。また、現場においても適正に点検整備されていることが確認できた。</td></tr> <tr> <td></td><td>施工計画書等に点検整備の実施について記載されており、写真、チェックリスト等が整備、保存されていることが確認できた。また、現場においても適正に点検整備されていることが確認できた。</td></tr> <tr> <td></td><td>施工計画書等に、点検整備の実施について記載されていなかったが、写真、チェックリスト等が整備、保存されていることが確認できた。また、現場においても点検整備が実施されていることが確認できた。</td></tr> <tr> <td></td><td>写真、チェックリスト等の整備、保存に一部不備が見られた。または、点検整備が一部実施されなかった。</td></tr> <tr> <td></td><td>写真、チェックリスト等の整備、保存に不備が多かった。または、点検整備が実施されなかった。</td></tr> </table>		施工計画書等に、点検整備について具体的に検査の種類、頻度等が記載されており、記載の内容どおり適正に実施され、写真、チェックリスト等が整備、保存されていることが確認できた。また、現場においても適正に点検整備されていることが確認できた。		施工計画書等に点検整備の実施について記載されており、写真、チェックリスト等が整備、保存されていることが確認できた。また、現場においても適正に点検整備されていることが確認できた。		施工計画書等に、点検整備の実施について記載されていなかったが、写真、チェックリスト等が整備、保存されていることが確認できた。また、現場においても点検整備が実施されていることが確認できた。		写真、チェックリスト等の整備、保存に一部不備が見られた。または、点検整備が一部実施されなかった。		写真、チェックリスト等の整備、保存に不備が多かった。または、点検整備が実施されなかった。
	施工計画書等に、点検整備について具体的に検査の種類、頻度等が記載されており、記載の内容どおり適正に実施され、写真、チェックリスト等が整備、保存されていることが確認できた。また、現場においても適正に点検整備されていることが確認できた。										
	施工計画書等に点検整備の実施について記載されており、写真、チェックリスト等が整備、保存されていることが確認できた。また、現場においても適正に点検整備されていることが確認できた。										
	施工計画書等に、点検整備の実施について記載されていなかったが、写真、チェックリスト等が整備、保存されていることが確認できた。また、現場においても点検整備が実施されていることが確認できた。										
	写真、チェックリスト等の整備、保存に一部不備が見られた。または、点検整備が一部実施されなかった。										
	写真、チェックリスト等の整備、保存に不備が多かった。または、点検整備が実施されなかった。										

Ⅲ 安全管理 8 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされている。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="712 70 763 113">監</td><td data-bbox="763 70 2132 113"></td></tr> <tr> <td data-bbox="712 113 763 172"></td><td data-bbox="763 113 2132 172">重機操作に際して、作業区域をロープ柵、赤旗等で表示し、あるいは誘導員を配置する等適切な分離処置等が常時なされていることが、施工現場及び写真等で確認できた。</td></tr> <tr> <td data-bbox="712 172 763 231"></td><td data-bbox="763 172 2132 231">重機操作に際して、分離措置等がなされていることが施工現場および写真等で確認できた。</td></tr> <tr> <td data-bbox="712 231 763 290"></td><td data-bbox="763 231 2132 290">重機操作に際して、分離措置等がなされていることが施工現場で確認できた。</td></tr> <tr> <td data-bbox="712 290 763 349"></td><td data-bbox="763 290 2132 349">重機操作に際して、分離措置等が一部行われていないことがあった。</td></tr> <tr> <td data-bbox="712 349 763 368"></td><td data-bbox="763 349 2132 368">重機操作に際して、分離措置等が行われていないことが多かった。</td></tr> </table>	監			重機操作に際して、作業区域をロープ柵、赤旗等で表示し、あるいは誘導員を配置する等適切な分離処置等が常時なされていることが、施工現場及び写真等で確認できた。		重機操作に際して、分離措置等がなされていることが施工現場および写真等で確認できた。		重機操作に際して、分離措置等がなされていることが施工現場で確認できた。		重機操作に際して、分離措置等が一部行われていないことがあった。		重機操作に際して、分離措置等が行われていないことが多かった。
監													
	重機操作に際して、作業区域をロープ柵、赤旗等で表示し、あるいは誘導員を配置する等適切な分離処置等が常時なされていることが、施工現場及び写真等で確認できた。												
	重機操作に際して、分離措置等がなされていることが施工現場および写真等で確認できた。												
	重機操作に際して、分離措置等がなされていることが施工現場で確認できた。												
	重機操作に際して、分離措置等が一部行われていないことがあった。												
	重機操作に際して、分離措置等が行われていないことが多かった。												
Ⅲ 安全管理 9 山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="712 368 763 411">監</td><td data-bbox="763 368 2132 411"></td></tr> <tr> <td data-bbox="712 411 763 470"></td><td data-bbox="763 411 2132 470">点検管理が定められた時期・項目共、適切に行われており、記録(チェックリスト、写真等)もあり、異常が認められた時には直ちに補修していた。</td></tr> <tr> <td data-bbox="712 470 763 529"></td><td data-bbox="763 470 2132 529">点検管理が定められた時期・項目共、行われていた。</td></tr> <tr> <td data-bbox="712 529 763 588"></td><td data-bbox="763 529 2132 588">点検管理は行われているが、時期・項目等に一部不備があった。</td></tr> <tr> <td data-bbox="712 588 763 647"></td><td data-bbox="763 588 2132 647">点検管理の時期が一定しておらず、記録にも不備が多い。補修を必要とする場合は後手にまわっていた。</td></tr> <tr> <td data-bbox="712 647 763 671"></td><td data-bbox="763 647 2132 671">点検管理が実施されなかった。</td></tr> </table>	監			点検管理が定められた時期・項目共、適切に行われており、記録(チェックリスト、写真等)もあり、異常が認められた時には直ちに補修していた。		点検管理が定められた時期・項目共、行われていた。		点検管理は行われているが、時期・項目等に一部不備があった。		点検管理の時期が一定しておらず、記録にも不備が多い。補修を必要とする場合は後手にまわっていた。		点検管理が実施されなかった。
監													
	点検管理が定められた時期・項目共、適切に行われており、記録(チェックリスト、写真等)もあり、異常が認められた時には直ちに補修していた。												
	点検管理が定められた時期・項目共、行われていた。												
	点検管理は行われているが、時期・項目等に一部不備があった。												
	点検管理の時期が一定しておらず、記録にも不備が多い。補修を必要とする場合は後手にまわっていた。												
	点検管理が実施されなかった。												
Ⅲ 安全管理 10 足場や支保工の設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="712 671 763 715">監</td><td data-bbox="763 671 2132 715"></td></tr> <tr> <td data-bbox="712 715 763 774"></td><td data-bbox="763 715 2132 774">点検管理が定められた時期・項目共、適切に行われており、記録(チェックリスト、写真等)もあり、異常が認められた時には直ちに補修していた。</td></tr> <tr> <td data-bbox="712 774 763 833"></td><td data-bbox="763 774 2132 833">点検管理が定められた時期・項目共、行われていた。</td></tr> <tr> <td data-bbox="712 833 763 892"></td><td data-bbox="763 833 2132 892">点検管理は行われているが、時期・項目等に一部不備がある。</td></tr> <tr> <td data-bbox="712 892 763 951"></td><td data-bbox="763 892 2132 951">点検管理の時期が一定しておらず、記録にも不備が多い。補修を必要とする場合は後手にまわっていた。</td></tr> <tr> <td data-bbox="712 951 763 975"></td><td data-bbox="763 951 2132 975">点検管理が実施されなかった。</td></tr> </table>	監			点検管理が定められた時期・項目共、適切に行われており、記録(チェックリスト、写真等)もあり、異常が認められた時には直ちに補修していた。		点検管理が定められた時期・項目共、行われていた。		点検管理は行われているが、時期・項目等に一部不備がある。		点検管理の時期が一定しておらず、記録にも不備が多い。補修を必要とする場合は後手にまわっていた。		点検管理が実施されなかった。
監													
	点検管理が定められた時期・項目共、適切に行われており、記録(チェックリスト、写真等)もあり、異常が認められた時には直ちに補修していた。												
	点検管理が定められた時期・項目共、行われていた。												
	点検管理は行われているが、時期・項目等に一部不備がある。												
	点検管理の時期が一定しておらず、記録にも不備が多い。補修を必要とする場合は後手にまわっていた。												
	点検管理が実施されなかった。												
Ⅲ 安全管理 11 保護具の着用等、現場従事者各自の安全管理に取り組む姿勢は積極的である。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="712 975 763 1018">監</td><td data-bbox="763 975 2132 1018"></td></tr> <tr> <td data-bbox="712 1018 763 1077"></td><td data-bbox="763 1018 2132 1077">安全管理に取り組む強い姿勢があり、工事期間中違反者を目にする事は無かった。</td></tr> <tr> <td data-bbox="712 1077 763 1136"></td><td data-bbox="763 1077 2132 1136">安全管理に取り組む強い姿勢があり、工事期間中違反者を目にする事が有ったが現場責任者により直ちに是正を行っていた。</td></tr> <tr> <td data-bbox="712 1136 763 1195"></td><td data-bbox="763 1136 2132 1195">安全管理の意欲は感じられたが、徹底が一部できていなかった。</td></tr> <tr> <td data-bbox="712 1195 763 1238"></td><td data-bbox="763 1195 2132 1238">安全管理の意欲が感じられず、徹底ができていなかった。</td></tr> <tr> <td data-bbox="712 1238 763 1257"></td><td data-bbox="763 1238 2132 1257">安全管理の意欲が無い、文書で指示した。</td></tr> </table>	監			安全管理に取り組む強い姿勢があり、工事期間中違反者を目にする事は無かった。		安全管理に取り組む強い姿勢があり、工事期間中違反者を目にする事が有ったが現場責任者により直ちに是正を行っていた。		安全管理の意欲は感じられたが、徹底が一部できていなかった。		安全管理の意欲が感じられず、徹底ができていなかった。		安全管理の意欲が無い、文書で指示した。
監													
	安全管理に取り組む強い姿勢があり、工事期間中違反者を目にする事は無かった。												
	安全管理に取り組む強い姿勢があり、工事期間中違反者を目にする事が有ったが現場責任者により直ちに是正を行っていた。												
	安全管理の意欲は感じられたが、徹底が一部できていなかった。												
	安全管理の意欲が感じられず、徹底ができていなかった。												
	安全管理の意欲が無い、文書で指示した。												

Ⅲ 安全管理 12 工事現場における保安施設等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="712 76 763 113">監</td><td data-bbox="763 76 2125 113"></td></tr> <tr> <td data-bbox="712 113 763 177"></td><td data-bbox="763 113 2125 177"> 施工計画書等に、保安施設等の設置・管理の計画について具体的に記載され適切に実施された。また、記録も適切に整備されていた。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="712 177 763 213"></td><td data-bbox="763 177 2125 213"> 施工計画書等に、保安施設等の設置・管理の計画について記載され適切に実施された。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="712 213 763 250"></td><td data-bbox="763 213 2125 250"> 保安施設等の設置・管理が適切に実施された。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="712 250 763 287"></td><td data-bbox="763 250 2125 287"> 保安施設等の設置・管理に一部不備があった。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="712 287 763 323"></td><td data-bbox="763 287 2125 323"> 保安施設等の設置・管理に不備が多かった。 </td></tr> </table>	監			施工計画書等に、保安施設等の設置・管理の計画について具体的に記載され適切に実施された。また、記録も適切に整備されていた。		施工計画書等に、保安施設等の設置・管理の計画について記載され適切に実施された。		保安施設等の設置・管理が適切に実施された。		保安施設等の設置・管理に一部不備があった。		保安施設等の設置・管理に不備が多かった。
監													
	施工計画書等に、保安施設等の設置・管理の計画について具体的に記載され適切に実施された。また、記録も適切に整備されていた。												
	施工計画書等に、保安施設等の設置・管理の計画について記載され適切に実施された。												
	保安施設等の設置・管理が適切に実施された。												
	保安施設等の設置・管理に一部不備があった。												
	保安施設等の設置・管理に不備が多かった。												
Ⅲ 安全管理 13 現場内関係者及び現場周辺の歩行者、一般車両等の第三者に対する安全措置の取り組みが適切になされている。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="712 375 763 411">監</td><td data-bbox="763 375 2125 411"></td></tr> <tr> <td data-bbox="712 411 763 475"></td><td data-bbox="763 411 2125 475"> 施工計画書等に、第三者に対する安全措置について具体的に記載されており、記載の内容どおり適正に実施された。また、臨機応変な対応がなされており、過失の発生はなかった。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="712 475 763 512"></td><td data-bbox="763 475 2125 512"> 施工計画書等に、第三者に対する安全措置について記載されており、過失の発生はなかった。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="712 512 763 549"></td><td data-bbox="763 512 2125 549"> 施工計画書等に、第三者に対する安全措置について記載されていなかったが、過失の発生はなかった。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="712 549 763 585"></td><td data-bbox="763 549 2125 585"> 安全措置に一部不備があった。または、第三者に対して軽微な過失が発生した。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="712 585 763 622"></td><td data-bbox="763 585 2125 622"> 安全措置に不備が多かった。または、第三者に対して重大な過失が発生した。 </td></tr> </table>	監			施工計画書等に、第三者に対する安全措置について具体的に記載されており、記載の内容どおり適正に実施された。また、臨機応変な対応がなされており、過失の発生はなかった。		施工計画書等に、第三者に対する安全措置について記載されており、過失の発生はなかった。		施工計画書等に、第三者に対する安全措置について記載されていなかったが、過失の発生はなかった。		安全措置に一部不備があった。または、第三者に対して軽微な過失が発生した。		安全措置に不備が多かった。または、第三者に対して重大な過失が発生した。
監													
	施工計画書等に、第三者に対する安全措置について具体的に記載されており、記載の内容どおり適正に実施された。また、臨機応変な対応がなされており、過失の発生はなかった。												
	施工計画書等に、第三者に対する安全措置について記載されており、過失の発生はなかった。												
	施工計画書等に、第三者に対する安全措置について記載されていなかったが、過失の発生はなかった。												
	安全措置に一部不備があった。または、第三者に対して軽微な過失が発生した。												
	安全措置に不備が多かった。または、第三者に対して重大な過失が発生した。												
Ⅲ 対外関係 14 工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関と協議及び調整をした記録がある。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="712 678 763 715">監</td><td data-bbox="763 678 2125 715"></td></tr> <tr> <td data-bbox="712 715 763 751"></td><td data-bbox="763 715 2125 751"> 関係機関との協議を適切な時期に行っており、必要な書類については全て適正に提出され、記録もよく整理されていた。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="712 751 763 788"></td><td data-bbox="763 751 2125 788"> 関係機関との協議を適切な時期に行っており、必要な書類については全て提出され、記録も概ね整理されていた。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="712 788 763 825"></td><td data-bbox="763 788 2125 825"> 関係機関との協議を概ね適切な時期に行っており、必要な書類については全て提出されているが内容・記録に一部不備があった。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="712 825 763 904"></td><td data-bbox="763 825 2125 904"> 関係機関との協議が遅れたケースがあった。または、必要な書類の提出に一部漏れがあった。または、内容・記録に一部不備があった。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="712 904 763 984"></td><td data-bbox="763 904 2125 984"> 関係機関との協議が実施されなかったケースがあった。または、必要な書類の提出の漏れが多かった。または、内容・記録に不備が多かった。 </td></tr> </table>	監			関係機関との協議を適切な時期に行っており、必要な書類については全て適正に提出され、記録もよく整理されていた。		関係機関との協議を適切な時期に行っており、必要な書類については全て提出され、記録も概ね整理されていた。		関係機関との協議を概ね適切な時期に行っており、必要な書類については全て提出されているが内容・記録に一部不備があった。		関係機関との協議が遅れたケースがあった。または、必要な書類の提出に一部漏れがあった。または、内容・記録に一部不備があった。		関係機関との協議が実施されなかったケースがあった。または、必要な書類の提出の漏れが多かった。または、内容・記録に不備が多かった。
監													
	関係機関との協議を適切な時期に行っており、必要な書類については全て適正に提出され、記録もよく整理されていた。												
	関係機関との協議を適切な時期に行っており、必要な書類については全て提出され、記録も概ね整理されていた。												
	関係機関との協議を概ね適切な時期に行っており、必要な書類については全て提出されているが内容・記録に一部不備があった。												
	関係機関との協議が遅れたケースがあった。または、必要な書類の提出に一部漏れがあった。または、内容・記録に一部不備があった。												
	関係機関との協議が実施されなかったケースがあった。または、必要な書類の提出の漏れが多かった。または、内容・記録に不備が多かった。												
Ⅲ 対外関係 15 工事施工にあたり、近隣住民との施工上必要な交渉、工事の施工に関する苦情対応を適切に行い、記録がある。 ※対象外なし	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="712 1040 763 1077">監</td><td data-bbox="763 1040 2125 1077"></td></tr> <tr> <td data-bbox="712 1077 763 1141"></td><td data-bbox="763 1077 2125 1141"> 地元等との調整・交渉を適切に行ったため、苦情はなかった。または、苦情があったが、調整・交渉に優れ、適切に苦情の対応を行い、後の紛争に備えた記録を残し、状況を監督員に随時報告していた。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="712 1141 763 1204"></td><td data-bbox="763 1141 2125 1204"> 地元等との調整・交渉を概ね適切に行ったため、苦情はなかった。または、苦情があったが、調整・交渉は良好であり、苦情の対応を行い、状況を監督員に随時報告していた。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="712 1204 763 1268"></td><td data-bbox="763 1204 2125 1268"> 調整・交渉の対象がなかった。または、地元等との調整・交渉は普通であり、苦情はなかった。もしくは、苦情があったが対応し、状況を監督員に随時報告していた。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="712 1268 763 1332"></td><td data-bbox="763 1268 2125 1332"> 苦情があり対応したが状況報告がないことがあった。または、事前の調整・交渉や施工の不備による苦情があったが、対応していた。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="712 1332 763 1369"></td><td data-bbox="763 1332 2125 1369"> 事前の調整・交渉や施工の不備による苦情があり、対応でも不十分な部分があった。 </td></tr> </table>	監			地元等との調整・交渉を適切に行ったため、苦情はなかった。または、苦情があったが、調整・交渉に優れ、適切に苦情の対応を行い、後の紛争に備えた記録を残し、状況を監督員に随時報告していた。		地元等との調整・交渉を概ね適切に行ったため、苦情はなかった。または、苦情があったが、調整・交渉は良好であり、苦情の対応を行い、状況を監督員に随時報告していた。		調整・交渉の対象がなかった。または、地元等との調整・交渉は普通であり、苦情はなかった。もしくは、苦情があったが対応し、状況を監督員に随時報告していた。		苦情があり対応したが状況報告がないことがあった。または、事前の調整・交渉や施工の不備による苦情があったが、対応していた。		事前の調整・交渉や施工の不備による苦情があり、対応でも不十分な部分があった。
監													
	地元等との調整・交渉を適切に行ったため、苦情はなかった。または、苦情があったが、調整・交渉に優れ、適切に苦情の対応を行い、後の紛争に備えた記録を残し、状況を監督員に随時報告していた。												
	地元等との調整・交渉を概ね適切に行ったため、苦情はなかった。または、苦情があったが、調整・交渉は良好であり、苦情の対応を行い、状況を監督員に随時報告していた。												
	調整・交渉の対象がなかった。または、地元等との調整・交渉は普通であり、苦情はなかった。もしくは、苦情があったが対応し、状況を監督員に随時報告していた。												
	苦情があり対応したが状況報告がないことがあった。または、事前の調整・交渉や施工の不備による苦情があったが、対応していた。												
	事前の調整・交渉や施工の不備による苦情があり、対応でも不十分な部分があった。												

Ⅳ 出来形・品質・出来ばえ及び写真について		[土 木]	
評 定 細 目(監督員用)		評 価 の 考 え 方	
Ⅳ 出来形 1 出来形管理資料が整備され、現地の計測と一致していたか。 管理資料等の提出整備状況および現場との整合性について評価を行う。 ・出来形図 ・出来形管理図表 ・出来形数量総括表(設計と出来形との対比表)等 ・出来形成果表	監 検 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	管理資料は整備され、現地の計測結果と一致しており、各管理資料間で整合していた。 管理資料の一部で、整備されていないもの、現地の測定結果と一致しないものがあつた。または、一部管理資料間で不整合なものがあつた。 管理資料で、整備されていないもの、現地の測定結果と一致しないものが多かつた。または、管理資料間で不整合なものが多かつた。	
Ⅳ 出来形 2 出来形の形状寸法が規格値を満足していたか。また、測定項目等のバラツキはどうであつたか。 出来形管理資料における設計と出来形との対比により評価する。	監 検 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	各測定項目において、規格値を満足しており、測定値のバラツキが少なく、測定漏れもなかつた。 各測定項目において、規格値を満足しているが、一部、測定値のバラツキがあつた。または、測定漏れが一部あつた。 各測定項目において、規格値を満足していないものがあつた。または、測定値のバラツキもしくは、測定漏れが多かつた。	
Ⅳ 出来形 3 出来形管理基準で規定のない箇所の出来形はどうであつたか。 ・矢板、配筋及び鉄筋かぶり、乳剤散布状況 基面整正(床付状況)・配線・配管状況等の確認を行う。 写真・立会・段階確認資料等により評価する。	監 検 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	出来形管理基準のない箇所の出来形は、写真・資料等の整備が概ね良好で、確認できた。 出来形管理基準のない箇所の出来形は、写真・資料等で必要最低限の整備はされており、確認できないものはなかつた。 出来形管理基準のない箇所の出来形は、写真・資料等の整備で一部不備のものがあつた。	
Ⅳ 出来形 4 設計図書で要求するものが正しく出来ていたか。 Ⅳ-1・Ⅳ-2・Ⅳ-3の項目を総合判断して評価する (品質については別評価)	監 検 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	設計図書で要求する内容や形状が、照査され概ね適切に出来ていた。 設計図書で要求する内容や形状が、一部で出来ていないものがあつたが、施工管理基準は満足していた。 設計図書で要求する内容や形状が、一部で施工管理基準を満足しないものがあつたが、工事全体の中で処理できる範囲内であつた。	

Ⅳ 品質 6 設計図書等に定められた品質が正しく管理され、施工されていたか。 使用材料の保管・各種現場における試験方法・試験頻度等、また、正しい施工方法であったか確認する。	監検 ☒ ☐ ☐ ☐ ☒ 施工計画書等の中で、品質を管理する方法について概ね正しく記載され実施された。また、品質管理基準に定められた試験を漏れなく実施し、報告書等の内容も概ね間違いはなかった。 施工計画書等の中で、品質を管理する方法についての記載に一部不備があったが、概ね正しく実施された。または、品質管理基準に定められた試験が一部実施されなかったが、報告書の内容にほぼ間違いはなかった。 施工計画書等の中で、品質を管理する方法についての記載に不備が多かった。または、品質管理基準に定められた試験で実施されないものが多かった。もしくは、報告書に不備が多かった。
Ⅳ 出来ばえ 11 全般的な外観・出来ばえはどうか。 (例) ・コンクリートのクラック、気泡、漏水、仕上げ ・部材や塗装等の均一性 ・全体的な美観	監検 ☒ ☐ ☐ ☐ ☒ 丁寧で概ね良好な状態であった。 普通程度の状態であった。 一部丁寧さに欠ける部分はあるが、問題はなかった。
Ⅳ 写真 13 出来形測定箇所の段階的なものが、写真での確に判断できるか。(明確度等) 各工種の施工段階が写真撮影され、的確に判断できるか確認し評価する。	監検 ☒ ☐ ☐ ☐ ☒ 写真で設計値と実測値の確認ができ、撮影方法が良く、明確に測定値が確認できる。また、段階的に整備され的確に判断できる。 写真の設計値と実測値で一部確認のし難いものがあつた。または、明確に測定値が確認できないものが一部あつた。もしくは、写真撮影の漏れが一部あり確認できないものがあつた。 写真の設計値と実測値で確認のし難いものが多かった。または、明確に測定値が確認できないものが多かった。もしくは、写真撮影の漏れがあり確認できないものが多かった。
Ⅳ 写真 15 不可視部分が写真での確に判断できるか。 [例] ・基礎の出来形(厚み等)、鉄筋かぶり及び配筋、溶接部分、構造物の変化点、その他補修箇所等	監検 ☒ ☐ ☐ ☐ ☒ 写真の撮影の仕方、方法がよく、確認を要する箇所がほぼ適切に判断でき、分かりやすいよう整理されていた。 写真に一部不備があつたが、判断できない部分はなかった。 写真の撮影の仕方、方法で不備があり、一部分判断しにくいものがあつた。
Ⅳ その他 18 監督員に指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、監督員等には正報告を行ったか。	監 ☒ ☐ ☐ ☐ ☒ 指摘を受けた事項の改善が速やかに適切に行われ、報告も適切に行われていた。 指摘を受けた事項の改善が概ね適切に行われ、報告も概ね適切に行われていた。 指摘を受けた事項の改善が一部適切に行われないケースがあつた。または、報告で不備のあるケースがあつた。

IV 出来形・品質・出来ばえ及び写真について

[土 木]

評 定 細 目(検査員用)		評 価 の 考 え 方	
IV 出来形 1 出来形管理資料が整備され、現地の計測と一致していたか。 管理資料等の提出整備状況および現場との整合性について評価を行う。 ・出来形図 ・出来形管理図表 ・出来形数量総括表(設計と出来形との対比表)等 ・出来形成果表	監検 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	管理資料は整備され、現地の計測結果と一致しており、各管理資料間で整合していた。 管理資料の一部で、整備されていないもの、現地の測定結果と一致しないものがあった。または、一部管理資料間で不整合なものがあった。 管理資料で、整備されていないもの、現地の測定結果と一致しないものが多かった。または、管理資料間で不整合なものが多かった。	
IV 出来形 2 出来形の形状寸法が規格値を満足していたか。また、測定項目等のバラツキはどうであったか。 出来形管理資料における設計と出来形との対比により評価する。	監検 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	各測定項目において、規格値を満足しており、測定値のバラツキが少なく、測定漏れもなかった。 各測定項目において、規格値を満足しているが、一部、測定値のバラツキがあった。または、測定漏れが一部あった。 各測定項目において、規格値を満足していないものがあった。または、測定値のバラツキもしくは、測定もれが多かった。	
IV 出来形 3 出来形管理基準で規定のない箇所の出来形はどうであったか。 ・矢板、配筋及び鉄筋かぶり、乳剤散布状況 基面整正(床付状況)・配線・配管状況等の確認を行う。 写真・立会・段階確認資料等により評価する。	監検 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	出来形管理基準のない箇所の出来形は、写真・資料等の整備が良好で、十分確認できた。 出来形管理基準のない箇所の出来形は、写真・資料等の整備が概ね良好で、確認できた。 出来形管理基準のない箇所の出来形は、写真・資料等で必要最低限の整備はされており、確認できないものはなかった。 出来形管理基準のない箇所の出来形は、写真・資料等の整備で一部不備のものがあり、確認できないものがあった。 出来形管理基準のない箇所の出来形は、写真・資料等の整備で不備のものが多く、確認できないものが多かった。	
IV 出来形 4 設計図書で要求するものが正しく出来ていたか。 上記IV-1・IV-2・IV-3の項目を総合判断して評価する(品質については別評価)	監検 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	設計図書で要求する内容や形状が、十分に照査され適切に出来ており、また、創意工夫が見られた。 設計図書で要求する内容や形状が、照査され概ね適切に出来ていた。 設計図書で要求する内容や形状が、一部で出来ていないものがあったが、施工管理基準は満足していた。 設計図書で要求する内容や形状が、一部で施工管理基準を満足しないものがあったが、工事全体の中で処理できる範囲内であった。 設計図書で要求する内容や形状が、施工管理基準を満足しないものが多かった。または、工事全体の中で処理できる範囲内でなかった。	

IV 品質 5 使用材料等の品質(品質証明書・試験成績書等)が確認できる資料が提出されていたか。 ・使用材料承諾願との整合および日付等の確認 ・材料の品質が証明できる資料(試験成績書等) ・主要材料納入時の確認写真添付状況	検 <table border="1"> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td>使用材料の品質等を証明する資料がすべての材料について提出され、内容についても間違いなく、適切であった。</td></tr> <tr><td></td><td>使用材料の品質等を証明する資料がすべての材料について提出され、内容についても概ね間違いなかった。</td></tr> <tr><td></td><td>使用材料の品質等を証明する資料に一部漏れがあった。または、内容について一部不備があった。</td></tr> <tr><td></td><td>使用材料の品質等を証明する資料に漏れが多かった。または、内容について不備が多かった。</td></tr> <tr><td></td><td>使用材料の品質等を証明する資料がほとんど提出されなかった。</td></tr> </table>				使用材料の品質等を証明する資料がすべての材料について提出され、内容についても間違いなく、適切であった。		使用材料の品質等を証明する資料がすべての材料について提出され、内容についても概ね間違いなかった。		使用材料の品質等を証明する資料に一部漏れがあった。または、内容について一部不備があった。		使用材料の品質等を証明する資料に漏れが多かった。または、内容について不備が多かった。		使用材料の品質等を証明する資料がほとんど提出されなかった。
	使用材料の品質等を証明する資料がすべての材料について提出され、内容についても間違いなく、適切であった。												
	使用材料の品質等を証明する資料がすべての材料について提出され、内容についても概ね間違いなかった。												
	使用材料の品質等を証明する資料に一部漏れがあった。または、内容について一部不備があった。												
	使用材料の品質等を証明する資料に漏れが多かった。または、内容について不備が多かった。												
	使用材料の品質等を証明する資料がほとんど提出されなかった。												
IV 品質 6 設計図書等に定められた品質が正しく管理され、施工されていたか。 使用材料の保管・各種現場における試験方法・試験頻度等、また、正しい施工方法であったか確認する。	監検 <table border="1"> <tr><td></td><td>施工計画書等の中で、品質を管理する方法及び、使用材料の保管方法について正しく記載され実施された。また、品質管理基準に定められた試験を漏れなく適切に実施し、報告書等も十分内容の確認できるものであった。</td></tr> <tr><td></td><td>施工計画書等の中で、品質を管理する方法について概ね正しく記載され実施された。また、品質管理基準に定められた試験を漏れなく実施し、報告書等の内容も概ね間違いはなかった。</td></tr> <tr><td></td><td>施工計画書等の中で、品質を管理する方法についての記載に一部不備があったが、概ね正しく実施された。または、品質管理基準に定められた試験が一部実施されなかったが、報告書の内容にほぼ間違いはなかった。</td></tr> <tr><td></td><td>施工計画書等の中で、品質を管理する方法についての記載に不備が多かった。または、品質管理基準に定められた試験で実施されないものが多かった。または、報告書に不備が多かった。</td></tr> <tr><td></td><td>品質管理基準に定められた試験がほとんど実施されなかった。</td></tr> </table>		施工計画書等の中で、品質を管理する方法及び、使用材料の保管方法について正しく記載され実施された。また、品質管理基準に定められた試験を漏れなく適切に実施し、報告書等も十分内容の確認できるものであった。		施工計画書等の中で、品質を管理する方法について概ね正しく記載され実施された。また、品質管理基準に定められた試験を漏れなく実施し、報告書等の内容も概ね間違いはなかった。		施工計画書等の中で、品質を管理する方法についての記載に一部不備があったが、概ね正しく実施された。または、品質管理基準に定められた試験が一部実施されなかったが、報告書の内容にほぼ間違いはなかった。		施工計画書等の中で、品質を管理する方法についての記載に不備が多かった。または、品質管理基準に定められた試験で実施されないものが多かった。または、報告書に不備が多かった。		品質管理基準に定められた試験がほとんど実施されなかった。		
	施工計画書等の中で、品質を管理する方法及び、使用材料の保管方法について正しく記載され実施された。また、品質管理基準に定められた試験を漏れなく適切に実施し、報告書等も十分内容の確認できるものであった。												
	施工計画書等の中で、品質を管理する方法について概ね正しく記載され実施された。また、品質管理基準に定められた試験を漏れなく実施し、報告書等の内容も概ね間違いはなかった。												
	施工計画書等の中で、品質を管理する方法についての記載に一部不備があったが、概ね正しく実施された。または、品質管理基準に定められた試験が一部実施されなかったが、報告書の内容にほぼ間違いはなかった。												
	施工計画書等の中で、品質を管理する方法についての記載に不備が多かった。または、品質管理基準に定められた試験で実施されないものが多かった。または、報告書に不備が多かった。												
	品質管理基準に定められた試験がほとんど実施されなかった。												
IV 品質 7 施工条件の変動による適正な処置がとられていたか。 施工方法や土質の変化等、各条件変更に伴い適切に処置がとられ施工されたか確認する。	検 <table border="1"> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td>監督員と受注者の間で、適切に条件変更について事前に協議が行われ、協議(承諾)記録等も整備され、適正な施工が実施された。</td></tr> <tr><td></td><td>監督員と受注者の間で、条件変更について事前に協議が行われたが、協議(承諾)記録等の整備に一部不備が見られた。施工については適正に実施された。</td></tr> <tr><td></td><td>監督員と受注者の間で、条件変更についての協議に不備があった。または、協議(承諾)記録等の整備に不備が見られた。または、施工について適正に実施されなかった。</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table>				監督員と受注者の間で、適切に条件変更について事前に協議が行われ、協議(承諾)記録等も整備され、適正な施工が実施された。		監督員と受注者の間で、条件変更について事前に協議が行われたが、協議(承諾)記録等の整備に一部不備が見られた。施工については適正に実施された。		監督員と受注者の間で、条件変更についての協議に不備があった。または、協議(承諾)記録等の整備に不備が見られた。または、施工について適正に実施されなかった。				
	監督員と受注者の間で、適切に条件変更について事前に協議が行われ、協議(承諾)記録等も整備され、適正な施工が実施された。												
	監督員と受注者の間で、条件変更について事前に協議が行われたが、協議(承諾)記録等の整備に一部不備が見られた。施工については適正に実施された。												
	監督員と受注者の間で、条件変更についての協議に不備があった。または、協議(承諾)記録等の整備に不備が見られた。または、施工について適正に実施されなかった。												
IV 品質 8 自主管理検査(試験等)が行われ、記録されていたか。 ・土木工事施工管理基準・共通仕様書に定められた必須項目以外に、自主的に品質管理に関する試験等について。 ・社内検査の実施状況	検 <table border="1"> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td>工事の段階的な試験等が行なわれ、記録(写真含む)も整備されていた。</td></tr> <tr><td></td><td>(±0 は選択なし)</td></tr> <tr><td></td><td>自主管理を行ったが、基準・規格値を満足していなかった。</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table>				工事の段階的な試験等が行なわれ、記録(写真含む)も整備されていた。		(±0 は選択なし)		自主管理を行ったが、基準・規格値を満足していなかった。				
	工事の段階的な試験等が行なわれ、記録(写真含む)も整備されていた。												
	(±0 は選択なし)												
	自主管理を行ったが、基準・規格値を満足していなかった。												

IV 出来ばえ 9 継手箇所、打設継目、既設構造物等との取り合いの施工状況はどうか。 (例) ・伸縮目地、AsCo打継目等の処理 ・端部仕上げ ・管継手や管口仕上げ ・構造物との取り合い ・法面等のすりつけ ・取付金物等のがたつき、緩み	検 細部にまで十分な配慮がなされており、丁寧で非常に良好な状態であった。 丁寧で概ね良好な状態であった。 普通程度の状態であった。 一部丁寧さに欠けるが、問題はなかった。 丁寧さに欠け、状態に不良個所が見られた。
IV 出来ばえ 10 構造物の通り、平坦性はどうか。 (例) ・舗装の平坦性 ・水溜りの有無 ・構造物の通り(天端や壁面) ・管渠の通り ・法面仕上げ	検 細部にまで十分な配慮がなされており、丁寧で良好な状態であった。 丁寧で概ね良好な状態であった。 普通程度の状態であった。 一部丁寧さに欠けるが、問題はなかった。 丁寧さに欠け、状態に不良個所が見られた。
IV 出来ばえ 11 全般的な外観・出来ばえはどうか。 (例) ・コンクリートのクラック、気泡、漏水、仕上げ ・部材や塗装等の均一性 ・全体的な美観	監検 細部にまで十分な配慮がなされており、丁寧で非常に良好な状態であった。 丁寧で概ね良好な状態であった。 普通程度の状態であった。 一部丁寧さに欠ける部分はあるが、問題はなかった。 丁寧さに欠け、状態に不良個所が見られた。
IV 写真 12 写真撮影は計画書のとおりであったか。 ・着手前及び完成写真 ・品質管理写真 ・施工状況写真 ・出来形管理写真 ・安全管理写真 ・災害関係写真 ・材料検査写真 ・その他(公害、環境、補修等)	検 施工計画書に写真管理基準に基づく撮影計画が適切に記載されており、実施された。 施工計画書に写真管理基準に基づく撮影計画の記載に一部不備があった。または、撮影に一部漏れがあった。 施工計画書に写真管理基準に基づく撮影計画の記載に不備が多かった。または、撮影に漏れが多かった。
IV 写真 13 出来形測定箇所の段階的なものが、写真で的確に判断できるか。(明確度等) 各工種の施工段階が写真撮影され、的確に判断できるか確認し評価する。	監検 写真で設計値と実測値の確認ができ、撮影方法が良く、明確に測定値が確認できる。また、段階的に整備され的確に判断できる。 写真の設計値と実測値で一部確認のし難いものがあった。または、明確に測定値が確認できないものが一部あった。または、写真撮影の漏れが一部あり確認できないものがあった。 写真の設計値と実測値で確認のし難いものが多かった。または、明確に測定値が確認できないものが多かった。または、写真撮影の漏れがあり確認できないものが多かった。

Ⅳ 写真 14 図面挿入等の工夫及び写真全般の整理はどうであったか。 ・目次が記載されインデックス等で整理している ・施工順序どおりで分かりやすい ・図面挿入等があり写真に対する説明があった	検 目次、インデックスで分かりやすく整理され、図面の挿入による説明があり、また、黒板で明確に確認できないものについては、タイトルに記載されており、また、工事写真全般の整理は良好であった。 目次、インデックスで整理され、黒板で明確に確認できないものについては、タイトルに記載されており、工事写真全般の整理は普通程度であった。 目次、インデックスで整理されているが分かりにくいものであった。または、黒板で明確に確認できないものについて、タイトルに記載されていなかった。または、全般的に整備状況に不備があり、分かりにくい部分が多かった。
Ⅳ 写真 15 不可視部分が写真で的確に判断できるか。 〔例〕 ・基礎の出来形（厚み等）、鉄筋かぶり及び配筋、溶接部分、構造物の変化点、その他補修箇所等	監検 写真の撮影の仕方、方法が大変よく、確認を要する個所が全体的確に判断でき、分かりやすいよう整理されていた。 写真の撮影の仕方、方法がよく、確認を要する個所がほぼ適切に判断でき、分かりやすいよう整理されていた。 写真に一部不備があったが、判断できない部分はなかった。 写真の撮影の仕方、方法で一部不備があり、判断しにくいものがあった。 写真がほとんどの工種で整備されていないため、判断することができなかった。
Ⅳ 写真 16 黒板記載事項。（分かりやすい・普通・分かりにくい） 測点、図、寸法等の記入及び、明確度の確認。設計と出来形の対比等。	検 黒板は、明確に判断しやすいように記載され、検測写真においては、設計値、実測値、略図が明確に記載されていた。 黒板の記載内容で分かりにくいものが一部あった。または、検測写真において、設計値、実測値、略図の記載に一部不備があった。 黒板の記載内容で分かりにくいものが多かった。または、検測写真において、設計値、実測値、略図の記載に不備が多かった。
Ⅳ その他 17 検査における対応および積極性はどうであったか。 検査において元請業者の対応および積極性により、工事に対する理解度や技術力を評価する。	検 元請業者の対応および積極性、工事に対する理解力、技術的判断は良好である。 元請業者の対応および積極性、工事に対する理解力、技術的判断は普通である。 元請業者の対応および積極性、工事に対する理解力、技術的判断にやや劣る。
Ⅳ その他 19 検査態勢について適正であったか。 検査関係図書の提出内容や提出期限を遵守していたか等も含め、総合的に検査姿勢を評価する。	検 検査関係図書は期限内に提出され、検査準備・対応が適切であった。また、書類の整理も良好で、円滑に検査を行えた。 検査関係図書は期限内に提出され、検査準備・段取りに特に問題はなく検査を行えた。 検査関係図書の提出に一部遅れがあった。または、検査準備、段取り、書類の整備に不備があり、円滑に検査を行うことができなかった。